

平成27年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成27年9月16日（水曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 4号 平成26年度中頓別町健全化判断比率の報告について
- 第 7 報告第 5号 平成26年度中頓別町資金不足比率の報告について
- 第 8 一般質問
- 第 9 発議第 6号 中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第10 発議第 7号 中頓別町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について
- 第11 議案第36号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第37号 中頓別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第38号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第39号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第40号 中頓別町肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第41号 中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第18 議案第43号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第19 議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第20 議案第45号 平成27年度中頓別町一般会計補正予算
- 第21 議案第46号 平成27年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第22 議案第47号 平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第23 議案第48号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第24 議案第49号 平成27年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第25 議案第50号 平成27年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○出席議員（8名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 佐藤奈緒君 | 2番 長谷川克弘君 |
| 3番 西浦岩雄君 | 4番 宮崎泰宗君 |

5番 細谷久雄君
7番 星川三喜男君

6番 東海林繁幸君
8番 村山義明君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林生吉君
教育長	田邊彰宏君
総務課長	和田行雄君
総務課参事	吉田智一君
総務課主幹	野露みゆき君
まちづくり	遠藤義一君
推進課長	
まちづくり	藤田徹君
推進課主幹	
産業建設課長	中原直樹君
産業建設課技術長	山内功君
農業委員会会長	森川健一君
産業建設課参事	平中敏志君
産業建設課主幹	千葉靖宏君
保健福祉課長	矢上裕寛君
保健福祉課主査	北村哲也君
教育次長	青木彰君
教育委員会主幹	工藤正勝君
会計管理者	藤井富子君
国保病院事務長	小林嘉仁君
国保病院事務次長	長尾享君
自動車学校長	大川勝弘君
こども館次長	遠藤美代子君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	高井秀一君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから平成27年第3回中頓別町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、西浦さん、4番、宮崎さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

細谷さん。

○議会運営委員長（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

平成27年第3回中頓別町議会定例会の運営に関し、9月1日及び9月3日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日9月16日から9月18日までの3日間とする。なお、会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により会期中に閉会する。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは7議員である。

4、町長提出議案の取り扱いについて、全て本会議で審査する。

5、決算審査について、議長発議により全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、平成26年度中頓別町各会計決算に係る認定第1号から認定第8号を付託して、会期中に審査を行う。なお、その際、地方自治法第98条第1項の規定により検閲、検査権限を同委員会に委任、付与する。決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会とする。

6、意見書について、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）は、長谷川議員から発議される。宗谷管内のへき地性の実態に即したへき地級地確定に関する意見書（案）は、西浦議員から発議される。

7、閉会中の郵送陳情などの取り扱いについて、全議員に写しを配付する措置をとり、議長預かりとした。

8、本日の会議の冒頭から一般質問終了時まで、役場町民ホール及び町民センターに設

置されたテレビに配信する。あしたから予定されている決算審査特別委員会も同様とする。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日9月16日から9月18日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日9月16日から9月18日までの3日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告、監査委員の例月出納検査報告、町長からの第7期中頓別町総合計画実施計画状況報告書（平成26年度事業分）、前期実施計画の第12回変更報告など、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

所管事務調査報告は、いきいきふるさと常任委員会委員長からいただきます。

○いきいきふるさと常任委員長（東海林繁幸君） 所管事務調査報告を申し上げます。

中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、東海林繁幸。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

調査事項、天北宗谷線路線再編案について。

調査方法、資料による説明聴取。

調査の期間、平成27年8月28日。

場所、議場。

調査の結果、本委員会は、8月28日、平成27年第2回定例会議決の継続調査項目のうち、緊急を要する事項として所管事務調査を行いました。天北線地域公共交通会議の2系統分割案における天北宗谷岬線の自治体別負担額試算の事務局案が8月11日、猿払村で開催された管内市町村首長会議で示されました。これまでの基金枠組ベースの負担額を5年間の経過措置を設けて均等割50%、実車走行割50%の割合に移行し、本町の負担額は23,348千円から8,929千円減の14,419千円となるものである。これは、本町におけるバス運行距離が中頓別バスターミナルまでの6キロ程度と減少することによるものであります。一方、稚内市は715千円増、猿払村は4,148千円増、浜頓別町は2,026千円増となりました。

【意見】

(1)、町が主張する5年間の経過措置を3年間に短縮する意見には賛同するが、均等割50%、実車走行割50%の割合は、現行宗谷バスが国庫補助金の申請に当たり試算している共通経費40%、運行経費60%と同率にすべきである。

(2)、猿払村、浜頓別町、中頓別町の2町1村で運行する乗合いタクシーは原則予約制で、予約がなければ運行しないとされているが、天北線代替輸送確保から出発したバス路線であることを考慮すれば、最低限、音威子府村での特急3往復への接続を確保することは、3町村住民の安心の確保、3町村への来訪者の利便性の確保を図るうえで是非とも必要であり、予約がなくても定期運行すべきであります。

(3)、町独自の公共交通の在り方について、合わせて検討すべきである。

以上でございます。報告を終わります。

○議長（村山義明君） これで諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件については、町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 皆さん、おはようございます。大変ご多忙な時期とは思いますが、第3回定例会を招集させていただきましたところ、全議員の皆さんがご出席をいただき開催されますことについて、まずお礼を申し上げたいと思います。あわせて、農業委員会の森川会長についてもご出席ありがとうございます。

それでは、私のほうから行政報告を3点させていただきますと思います。

1点目は、平成27年度普通交付税の決定についてであります。本町財政の歳入面に大きな割合を占める普通交付税について、この度、国の算定基準に伴い算定した結果、20億5,511万2千円（前年度20億1,291万1千円）となりましたので、ご報告いたします。なお、交付額は、前年度交付決定額との比較で4,220万1千円（前年度比2.1%）の増額となりました。増額の主な要因は、基準財政需要額算定経費の中で新設された「人口減少等特別対策事業費」の皆増（9,520万円）、「地方経済・雇用対策費」の減少（1,665万円）、「地域の元気創造事業費」の微増（347万円）などが主な要因でございます。

2点目、訪問看護の実施についてであります。保健福祉課地域包括支援センターと長寿園居宅介護支援事業所との連携のもと、8月14日から中頓別町国保病院のほうで訪問看護を実施しています。現在の利用者はまだ2名でありますけれども、毎週金曜日に専任看護師1名のほか事務職員または看護助手、2名の体制で訪問を行っているところであります。

3点目、中頓別町デイサービスセンター長寿園の火災事故報告についてであります。平

成27年8月24日午前11時頃、デイサービスセンターのホール天井に設置した照明器具付近から出火し、天井内部を焼失する事故が発生いたしました。出火の原因については、出火元とされる照明器具を鑑識に送り、現在調査中であります。なお、施設の復旧については、保険会社の鑑定人による調査が終了し、費用の算定が進められておりますが、文章にはないのですけれども、今のところ概々算という形でありますけれども、1億1,000万円から1億2,000万円程度の事業費になるのではないかという想定をしているところであります。まだ正式な復旧の見通しは立っておりませんが、早急な対応をしていきたいというふうに考えております。また、利用者に対しては、長寿園の入浴施設や保健センターの利用を進め、できるだけサービスの提供ができるよう対応していきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、1点だけお聞きしたいと思います。

町長の一般行政報告の中で、これは9月10日ですか、中頓別建設協会との意見交換会とありますが、今まで前町長などの報告書を見ると果たしてこういうことをやっていたのかということも私はちょっと懸念されますし、6月の定例会の一般質問の中でですけれども、私がぼけていなければあれなのですけれども、某議員の一般質問の中で再々質問あたりで、早く公共事業をつくれというような趣旨の意見も出されていたと思いますので、それをあわせて、建設協会との意見交換をなぜ、どちらからか申し出があったのかお聞きしたいと思いますし、できれば協会との意見交換の内容もここで伝えてもらいたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、これまで建設協会との意見交換という形をとってこられたかどうかについては、ちょっとわからないところもありますけれども、私の基本姿勢としては基本的にあらゆる団体、より多くの町民の皆さんと直接意見を交わしていきながら、これからの町政を進めていきたいというふうに考えているところであります。建設協会だけではなくて、農業者の若い青年や商工会の青年部の方との懇談もしてまいりましたし、今後「町長がおじゃまします」の形を変えて、できるだけより多くの皆さんとこういう懇談の機会をつくっていききたいというような考え方に立っているということでもあります。建設協会関係者の中から個別にいろいろなお話を聞く機会がありましたので、私のほうからも、協会としてこういう懇談の機会を持つということであれば積極的に応じたいというようなお話はさせていただいたというところであります。建設協会自体としては、公共事業が減少していく中で大変厳しい環境にあるというお話もされているところであります。私のほうからは、もちろん今後に向けて必要な公共事業というものをできるだけ長期的な展望に立って、どういう計画で進めていくのかというようなことがわかるようにしたいとい

うような考え方を述べさせていただいています。地域の中の建設業の中で、とりわけ若い人の雇用が生まれていくようなことも期待をしているということでもあります。あわせて、この厳しい財政状況の中で公共事業だけでやっていくというものもなかなか厳しい状況にありますので、建設業界としても異業種への参入など、できる努力を重ねていただきたいというような思いも述べさせていただいたという、そういう大まかな懇談の内容であったということでもあります。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

◎報告第4号

○議長（村山義明君） 日程第6、報告第4号 平成26年度中頓別町健全化判断比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 平成26年度中頓別町健全化判断比率の報告について、総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） おはようございます。よろしく願いいたします。それでは、報告第4号でございます。平成26年度中頓別町健全化判断比率の報告について。

1ページをお開きいただきたいと思います。報告第4号 平成26年度中頓別町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度中頓別町健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告する。

実質赤字比率、それから連結実質赤字比率及び将来負担比率につきましては、実質収支が黒字のため算出はされません。実質公債費比率につきましては前年度の12.4%から3.8%減の8.6%となり、早期健全化基準の25パーセントを下回っておりますが、監査委員からの是正改善を要する事項のとおり、今後とも公債費負担適正化計画等に基づき公債費比率の逡減に努め、より一層財政の健全化を図りたいと存じます。

以上をもちまして報告第4号とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 実質公債費比率については、どんどん下がってきているという状況だと思います。この公債費比率についてなのですけれども、今後というか、お考えになっている当面の具体的な目標値というものはあるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 目標値ということでございますが、平成26年度までは公債費負担適正化計画等である程度の目標値を定めていたところではありますが、これにつきましては数字的にはかなり、生き物といいますか、分母となる標準財政規模、これは大方普通交付税によるところが大きいわけではありますが、その変動によりまして数字が非常に変わりやすいということもございます。現段階で目標値というものは定めてはおりませんが、少なくとも今申し上げた監査委員の意見どおり、さらに公債費の通減に努めていくべきかなというふうに思います。また、一般質問等でもございますけれども、来年度以降の普通交付税、標準財政規模の中に入る普通交付税がふえるというような観測は今のところございません。国においてもリーマンショック後の特別枠の廃止等を言っておりますので、また国勢調査等があれば、人口減少があった場合には減る公算のほうが強いということもございますので、現在の数値以下に努めるようにしていくのが今後もよろしいのではないかとこのように思っております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今課長のほうから現在の数値以下というお答えをいただきましたけれども、町長のほうのお考えもお伺いしたいなと思うのですが、限りなくゼロというか、常にさらに低くということでお考えか、生き物でありますけれども、今ぐらいの値を保っていくのか、どんどん下がってきていますから、余裕が出てきたというふうにお考えか、町長にもお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） かねてから申し上げてきているところではありますが、今年度中に町としての中長期の行財政運営計画を定めていきたいと。これは、今課長からも話があったとおり、予測どおりに推移するかどうかというのは難しいところがありますけれども、一定の予測のもとで、その予測の変動があれば、それにも対応した形の中で長期的に町の財政が健全に運営されるという水準を維持しなければならないという基本的な考え方に立っています。もちろん公債費負担適正化比率だけの問題ではなくて、人件費や、それから扶助費、そういった経常的な経費全体のコントロールが必要だというふうに考えていますので、それらをあわせた中で安定した財政運営に努めるという考え方の中で公債費負担比率についての目標値、そういうものを定めていければというふうに考えています。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎報告第5号

○議長（村山義明君） 日程第7、報告第5号 平成26年度中頓別町資金不足比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 平成26年度中頓別町資金不足比率の報告について、総務課長から内容を説明いたします。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、4ページでございます。報告第5号 平成26年度中頓別町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度中頓別町資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告する。

特別会計の名称、国民健康保険病院事業、水道事業、下水道事業、ともに資金不足比率はございませんでした。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第8、一般質問を行います。

本定例会では7名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1番、議席番号5番、細谷さん。

○5番（細谷久雄君） 受け付け番号1番、議席番号5番、細谷でございます。中頓別町の暑さもようやく峠を越し、朝夕めっきりしのぎやすくなってきました。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、順に町政一般について質問させていただきます。

私からは、きょうは青少年のネット依存対策についてとヘルプカードの導入について、2点ほど質問させていただきます。

それでは、1点目の質問の青少年のネット依存対策についてお伺いをいたします。ネット依存は、昼夜逆転などによる成績低下、不登校やひきこもりばかりではなく、睡眠障がいや鬱症状になるなど精神面でのトラブルを引き起こすほか、偏頭痛、視力の低下や長時間動かないことで10代でも骨粗鬆症といった身体症状の悪化を招くおそれもあります。当町も少子化と人口減少が進行する中、青少年のネット依存は町の未来を担う子供たちの健全育成の妨げになるため、啓発や対策が早急に必要と考えるが、教育長の見解を伺います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） おはようございます。教育長の田邊でございます。初デビュー

でございます。適度な緊張感を持ってお答えさせていただきたいと思っております。

インターネットにつきましては、大変便利なものでございます。利用者は増加傾向にあり、生活の必需品として、ネットのない生活はあり得ないという人も多いと思っております。ネット、スマートフォンやパソコン等を長時間使用することによる生活習慣の乱れ、学業や心身への影響、過度の依存症、容易に情報を入手、共有、発信できることから起こるプライバシーの侵害、不適切な利用による犯罪被害や課金サービスの高額請求などは、頻繁に報道されているところでございます。現在全国の学校では深刻化するこれらの問題に対して適切な所持や使用方法の指導に努めていますが、有効な解決策はいまだ見えてこない。この便利過ぎるネットとどうつき合っていくのかを考えていかなければならない時代であると認識しております。

本町の青少年のネット依存の実態や問題については、全国や道内の動向と大きく変わるものではないと認識しております。中頓別小学校、中頓別中学校では校内にスマホや携帯の持ち込みを禁止しております。ネットに依存している児童生徒はいないと聞いています。学校が日常的に児童生徒へ情報モラルの意識啓発を行い、好ましい状況が継続することを願っていますが、第一義的にはネット利用について保護者の対応が重要と考えます。保護者と児童生徒が家庭でのネット利用のルールをつくり、早寝、早起き、朝御飯等の好ましい生活習慣が定着し、中頓別町のあすを担う子供たちや青少年がネット依存に陥ることがあってはならないと考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、教育長のご答弁を伺いまして再質問させていただきます。

昨今インターネットは、暮らしの中でなくてはならない便利で身近なものになっています。このような文明の利器は大いに活用すべきであるが、過度の使用は要注意であると私は思います。私は、インターネットやパソコン、スマホなどを否定しているのではありません。正しく使えば、情報収集したり、不明な点をすぐに調べることができたりして非常に便利であり、むしろ活用すべきであると思っていることを前もってお断りいたします。

初めに、厚生労働省は、インターネット依存症に関する調査を全国の中高生を対象に2012年10月から2013年3月にかけて実施し、中学生約3万9,000人、高校生約6万2,000人から回答を得ました。2013年8月に調査結果を発表しました。調査では、問題や不安から逃げるためにネットを使うなど8問中、5問以上当てはまると依存の疑いが強いと分類し、その割合は中学生が6%、高校生が9%で、中高生全体で8%となります。全国の中高生数で計算すると、約52万人に依存症の疑いが強いと推定されました。また、男女別では女子が10%、男子が6%で、女子が高い理由はチャットやメールを多く使うためとなっております。また、日常生活や健康への影響は、睡眠の質が悪いが59%で依存がない人の2倍近くになり、午前中に調子が悪いが24%と依存がない人の3倍近くとなりました。また、お隣の韓国では死亡事故も起きており、深刻な社会問

題となっております。

そこで、教育長に2点ほど伺います。小中学校では校内にスマホや携帯の持ち込みを禁止し、ネットに依存している児童生徒はいないようだが、本町の小中学生のスマホ、携帯の所持率、利用状況及びどのような調査でネット依存の生徒がいないと判断したのか伺います。

2つ目、ネット利用について保護者の対応が重要と考えているようだが、今後生徒や保護者に対し、教育長としてどのような啓発計画を進めていく考えがあるのか伺います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、スマホの利用状況についてですけれども、これについては小学校、中学校のほうに電話で聞き取り調査をしました。正式にデータ的にはないのですけれども、小学校ではそのような調査はしていないということです。ただ、全体的な傾向として、高学年は所持率は高いようだということでした。中学校のほうも具体的に所持率の調査等はしておりません。ただ、中学生というのは所持している者については若干数字が多いのかなとは思うのですけれども、その中で大きなトラブル等はないということです。具体的に、ちょっと質問の内容とそれるかもしれませんが、学校では小学校、中学校ともネット、スマホ等の利用方法については啓発しています。それについては、道教委の資料等がありますので、その資料を使って啓発しています。家庭のほうにもその資料を配布している。あるいは、学校日より等でスマホ、ネットの正しい使い方について啓発活動は行っています。特に中学校については、ちょっとそれますけれども、薬物乱用防止教室というのがあるので、この中でネットの正しい使い方、スマホ等の利用方法についても触れられているというふうに聞いております。

それから、保護者への対応ということなのですけれども、今ありましたけれども、これについては道教委のほうでも保護者対応の研修会等は行われています。町のほうでここまでは今私のほうでは何とも言えない部分がありますけれども、やはり保護者への啓発というのも大変重要かと思えます。保護者と子供たち、児童生徒、そこで適切なルールをつくってもらう。目安でもいいのですけれども、1日の使用時間について具体的にこれだけにしようねというような目安、そういう意識を持って保護者も児童生徒を見守る、児童生徒は保護者に見守られながらネットを使う。便利な中で自分の興味、関心、あるいは学力の向上等にネットを使用していただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を聞いて再々質問をさせていただきます。

私は、今後ネット依存への小中学校内の相談体制を確立すべきと考え、スクールカウンセラーや養護教員、情報教育担当者にネット依存の防止、対応に対する研修会を行い、適

切に相談、対応できるように行うのがいいのではないかと思います。また、北海道新聞の平成27年7月3日版では、遠別中学校で専門家講演と書かれ、遠別町の中学校では全校生徒58人を対象にインターネットとのつき合い方を学ぶ教室が開かれております。ソーシャルゲーム大手グリーが「正しく怖がるインターネット」と題して講演をいたしました。ソーシャルゲーム大手グリーは、会員制交流サイトやツイッターなどに個人情報を書き込む恐ろしさを説明、またスマートフォンなどで撮った画像に位置情報が埋め込まれていることを指摘し、写真アプリの設定で位置情報をオフにしてと注意を呼びかけたそうです。さらに、ふざけ半分で投稿したいじめなどの画像や動画に批判が殺到し、進学、就職、結婚など人生の大事な場面で足を引っ張られてしまうと強調し、日常生活でやらないことはネットでもやらないこととアドバイスしたそうです。私は、中頓別町の小中学校の全生徒に対しても今後早急に警察や通信機器メーカーを講師に招き、インターネットとのつき合いを学ぶ教室などの推進を図る必要があると考えますが、教育長の見解を伺います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 校内の相談体制につきましては、生徒指導部あるいは養護教諭等々で相談できる体制は整っているというふうには考えていますが、それが十分かどうかまでについては何とも言えない部分があります。ただ、中学校では、ネットにかかわる書き込み等がないわけではございません。それに伴って、見つかった場合については適切な指導が速やかに行われているというふうに聞いております。それ以上重たくなったというか、こじれたということは聞いていないのですけれども、何かあったらやっぱり担任が一番気づくとは思うのですけれども、それを一人で抱え込むことなく、組織として子供たち、児童生徒に対応していく、こういうような形の相談体制を校長会、教頭会で周知してまいりたいというふうに思います。

それから、研修体制についてですけれども、毎年のようにネットパトロール等に関する研修会は道教委のほうで実施されております。中学校でもネットパトロール等は行っているというふうに聞いています。その中で特にこれだというものはないのですけれども、この状態が継続することは大変よろしいと思いますけれども、生徒のほうが先に行くようなことがないように、先生のほうも、ネットについては心配ないと思いますけれども、スマホ等の利用方法について研修会等の必要性があるのかなというふうに思っております。これについても校長会、教頭会のほうでこういうこともやってもらいたいということを私のほうから指導してまいりたいというふうに思います。

それから、遠別中学校で行われました携帯安全教室、スマホ安全教室というものについては、中頓別中学校は、先ほどお話ししましたけれども、薬物乱用防止教室の中で行っています。学校の行事計画等があるわけなのですけれども、これからの時代は、ネット、スマホについては便利なものがゆえにその逆の部分もあるということ、負の部分もあるということ、それは十分認識させなければならないというふうに思います。中学校は全部で今40人ぐらいなのですけれども、いろんなやり方があるわけですが、何らかの形で。とい

うのは、毎年同じようなことをやっていきますと、聞くほうも幾分マンネリ化してくるといふか、またかという部分もあるので、それは避けたいと思うのですけれども、適切なスマホ安全教室等についてやっていただきたいといふか、講師等については十分そういう団体はありますので、来てもらってそういう機会をつくってもらいたいといふこと、年度内は難しいかもしれませんが、できるならば来年度については薬物乱用防止教室、そのほかにスマホ、携帯安全教室、こういうようなものまで中学校についてはやってもらいたい。それから、小学校の高学年についてもこういうような機会を設けてもらいたいといふこともあわせて私のほうからお話しして、指導してまいりたいといふふうに思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） 大体内容はわかりました。今後保護者や教師の啓発と、ぜひ子供たちにネット依存の怖さ、そういうものを認識させていただく対応を教育の部分で取り組んでいただきたいことを述べまして、この質問については終わりにしたいと思います。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。2点目の質問は、ヘルプカードの導入についてお伺いをいたします。障がい者や難病を抱えた人が具体的な支援内容、緊急連絡先などをあらかじめ記入しておき、緊急時や災害時などの困った際に提示して周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするヘルプカードを作成し、配付する動きが全国の自治体に広がりつつある。障がい者への理解を深め、身近なところでつながりある地域づくり、また安全、安心のまちづくりを目指すためにも、このヘルプカードの作成に取り組んではいかかがか、町長の見解をお伺いします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ヘルプカードの導入についてご答弁申し上げます。

平成27年3月に策定した障がい者福祉計画では、全ての人が個人を尊重しながら社会生活を営むことができるよう支援することを目的としております。本町においては、保健福祉課と地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携しながら、障がい者など支援を必要とする方々の情報把握に努めるとともに、日常生活支援を初め、緊急時の支援のあり方や地域での見守り体制の充実を図るべく取り組みを進めてきております。今回提案のありましたヘルプカードの取り組みにつきましても、支援を必要とする方々が支援を求めするための有効な手段として位置づけられているところでありますけれども、今後関係機関と導入するか否かを含めて協議をしていきたいといふふうに考えています。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、再質問させていただきます。

ヘルプカードは、表面にあなたの支援が必要です、ヘルプカードと書いてあり、裏面には下記に連絡してくださいとして自分の名前と連絡先、会社名、病院などの機関、そして呼んでほしい人の名前などを書き込むようになっています。4年半前の東日本大震災での障がい者の死亡率は、健常者の2倍に達したとの報道がありました。その実態や本質を社会全体が受けとめ、いま一度障がい者の立場から防災対策や地域対策を見直す必要がある

と思います。特に自閉症など目に見えない障がいを抱えた人が行動などを周囲の人々に理解されず、避難所にいられなかった事例もあります。また、災害発生時、例えば知的障がいのある人は助けを求められず、孤立する危険性もあります。小林町長は、平成27年度執行方針で、障がい者福祉では障がい者及び障がい児が基本的人権を享有し、個人の尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営むことができるよう、ニーズをきめ細やかに把握し、障がい者サービスの充実を図ってまいりますと述べました。私は、安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めていくためには、このヘルプカードの推進は絶対必要なものだと思います。

そこで、伺いますが、先ほどご答弁にもありましたヘルプカードの取り組みを進めていく中で、今後どのような機関と協議していくつもりなのか。また、中頓別町にも民生委員の方々がおられるが、災害時や緊急時に障がい者や知的障がい者、難病患者の緊急時支援をする人たちについての情報、手段などを民生委員はどのように把握しているのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、再質問にお答えする前に、2年前でしたか、細谷議員から救急医療情報キットについてもご提案をいただいて、取り組みをしているところでありまして、実はそれ自体が、配付はある程度進みつつも、その情報の更新をしていくとか、その情報内容の共有をするというところにおいてまだ未完成というような位置づけがありまして、今後地域福祉の充実ということから、今ご質問をいただきましたヘルプカードを含めて民生委員の皆さん、それから社会福祉協議会の皆さん、それからさらに自治会の皆さんなどとの協議が必要ではないかというふうに考えております。まずご本人の承諾を基本としながら、そういう支援を必要とする方、これは障がい者だけではなくて、独居の高齢者の方なども含めてでありますけれども、町としてそういう方たちをあまねく、しっかり情報を把握するというに努め、その共有を図ることが最重要だというふうに考えているところでありまして、先ほど申し上げましたようにまずそういう体制づくりの整備を目指して、全体として先ほど申し上げましたような関係機関との協議を進めていきたいというふうに思っています。

それと、民生委員のお話がありましたけれども、今冷蔵庫の中に保管していただいている情報カード、これにつきましても民生委員の皆さんに配付、回収の協力をしていただいていた経緯もありますし、これからもそれらの情報の更新においてさらにまた協力をお願いして、日常的にそういう活動をしていただけるような関係をつくりたいというふうに考えているところでありまして、行政と民生委員もあわせて必要な情報の共有ができる体制を構築していきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、ヘルプカードの導入については私は再々質問はしません。私は、中頓別町に合った形のヘルプカードをぜひ作成していただきたい。そして、現

在ヘルプカードを持っている方々の声としては、大変安心感がある、また自分の存在をしっかりとわかっていただくことができた、あと障がいへの理解が深まったなど、そのようなことが挙げられています。障がいがある、なしにかかわらず、誰もが安心して暮らせる、そのような社会を目指していく、その取り組みこそが今重要視されているところだと私は思います。今後核家族化の進行、独居高齢者世帯の増加を見ると、ぜひとも中頓別町でもヘルプカードの作成に取り組んでいただきたいことを望んで、終わりにしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（村山義明君） これにて細谷さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号2番、議席番号6番、東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 6番、東海林が質問いたします。このたびの質問は2点ございまして、初めに地方創生にかかわる地方版総合戦略について伺います。

我が町の特性を生かした地方版総合戦略について、今後住民の意見を聞くことになっているようですが、町としてのコンセプトの基本的な提示は必要と考えております。町としての意思をお示しいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

中頓別町版総合戦略については、これまでの人口の推移と今後の将来推計をもとに人口動向分析を行うとともに、町民の結婚や出産、子育て、定住に関する意向調査を踏まえ、目指すべき将来の方向性を定めた上で人口減少を抑制するための施策の検討を行い、策定していくこととなります。現在中頓別町総合戦略策定検討会を立ち上げ、検討を進めているほか、町民からの意見募集や主要な事業所、関係団体、子育て中の方々から多くのご意見、事業提案をいただきましたので、今後これらのご意見を踏まえた中で人口減少対策として町がどこに力点を置いて取り組んでいくのか議論を重ね、議員がおっしゃるような基本的な考え方を含めた総合戦略をまとめることとしているということでもあります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 再質問いたしますけれども、総合戦略を立てる上において、民主的な行政という考え方で住民の意思、意見、いろんな団体の考え方を聞く、それは原則として当然必要なことなのだけれども、いろんな自治体にはいろんなケースがあって、その地域にとって行政の指導が非常に大事な地域もあるわけで、そういった意味では行政、またはそこに携わる職員の知恵がその地域を先導する、そういった傾向があるところはたくさんあって、そういうまちこそ住民を引き込みながらも活性化に富んだ行政活動をしているという例はたくさんあります。私が期待しているのは、住民の意見はたくさん聞いてください。それは当然必要だと思う。ただ、この町には、これまでも例えば福祉の町ですとか、スポーツ推進の宣言をしておりますとか、子供の安心、安全の宣言もしましたよね、そういったようにこの町のコンセプトになるようなスローガンも含めてたくさんあるわけです。だから、住民の意見を聞くだけではなくて、行政としてこの町はこうすべきだろう

という、そういった考え方を出すべきではないか。それに対して住民はどういう考え方を持っているのか、賛同してもらえるのか、その方法はどうしたらいいのだろうという意見をとっていく。そういった行政主導とは言わなくても、先導する姿勢は、こんなちっぽけな町だけれども、ほかのまちに負けないぐらいの気構えを町長は持っている、職員もみんな感じていると言わせるように、感じさせるようにしなければだめだと私は思うのです。

そこで、ただ住民の意見を聞くだけでなく、町としての総合戦略のコンセプトはここだということを自分の行政力としての力を示す、そういった場面をこれからも考えなければいけないと思いますし、この答弁でいうと、検討会を立ち上げ、検討を進めている。そして、いろんな事業所、関係団体の方々から多くの意見をいただいているという答弁です。集約したようなご意見はどんなものがあるのでしょうか、それを伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 現段階の集約した意見については、後ほど遠藤まちづくり推進課長から説明をさせていただきたいというふうに思いますけれども、あらかじめ1点だけ私のほうから説明を加えさせていただきたいというふうに思います。

今取りまとめている事業の提案については、担当している職員からの提案も含めたものとしてやっております、組織としても政策提案というようなことには取り組んできているということでもあります。これは、1月以降さまざまに意見を聞いてきているところでありまして、その中で取りまとめていながら、町としてこういう考え方で進むというような具体的な提示をしていく段階というのも想定はしております、今最終的にアンケートを行って取りまとめたもの、それらに対して策定委員会の皆さんの中で重要度に関して意見を出していただいたものを取りまとめていますけれども、この間策定委員会の皆さんとも私も直接意見交換をさせていただいていますし、この後取りまとめたものを含めて各担当課ともどういう事業が取り組めるのかというようなことについて議論を重ねた上で、できるだけ早い段階で議員がおっしゃるような町の総合戦略に関する基本的な考え方、そういうコンセプトが見えるような形をとっていきたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

詳細については、遠藤課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） それでは、内容について私のほうからご説明をさせていただきます。

今回の総合戦略につきましては、基本的に4本の柱を掲げまして、1つは地方における安定した雇用を創出するという柱立て、それから2つ目としては地方への新しい人の流れをつくるという柱、それと3つ目としては若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるという柱、4つ目として時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという4本の柱を立てて今進めているところでありまして、この間職員も含めて提案されている政策提案は約260ぐらいになります。現在これらを柱ごとに

整理をさせていただいて、その中で今町長が申しましたとおり、町としてこの5年間でやるべき、そして政策として実施すべき中身を十分煮詰めていく必要があるということで、今作業を進めているところであります、第3回目の検討会は10月の中旬を予定しております、その段階である一定のまとめができるものと思いますので、その段階で議会のほうにもその内容についてはお示しをさせていただき、議会の意向も踏まえながら最終的な戦略に生かしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 私が言っているのは、どんな意見が出ましたかと、それを聞きたい。2つ、3つ、どんな意見が出ているのか。町はそれに対して今コメントはできないけれども、私が言っているのは住民からどういう意見が出ているのかということと、町としてはこうしたいのだというのがあるのか、ないのか、その辺を聞きたいのです。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） それでは、具体的な部分ということですので、まず1点目の地域における安定した雇用を創出するというような柱立てに関しましては、特に町においては第1次産業の酪農の推進、それから林業の促進というものに関する事業提案が行われておまして、その中には例えば木質バイオマスを利用した計画の導入をすべきという意見だとか、あるいは酪農に関しましては酪農生産施設の整備促進に関する助成事業が必要だというようなご意見があったり、あるいは6次産業化の推進ということで、牛乳を利用した新たな産業、加工品の作成というようなことが必要ではないかというようなご意見が出されております。

また、新しい人の流れの部分につきましては、基本的には定住促進に関する具体的な施策として住環境の整備が必要というようなご意見や、若者向けの特に住宅の整備が不足しているというご意見が出されております。また、観光施設としてあるピンネシリ温泉周辺の整備に関して多くの意見が出されているという実態があります。

また、若い世代の結婚、出産、子育てに関する部分については、1つは出会いの場の設定が必要というふうなご意見があったり、それから現行の町における母子に対する施策に関しては他町村にない政策がたくさんあって、非常に住みよい環境にあるというご意見もその中には出されておまして、ただ子育て中のお母さん方にとっては、病院における小児科の医師の確保という部分に関して、ぜひできないかというようなご意見が出されているのも1つあります。また、子育て中のお母さん方の中には、平日はもちろんでありますけれども、子供を預けられる施設として新たな対応というのが必要ではないかというようなご意見が出されているという実態もあります。

それから、地域と地域の連携の部分については、ここはいろんな意見が出されておまして、1つには高齢者の方々の活力、経験を生かす、そういうような機会を設定することが必要でないかということや現在町としても課題になっている交通機関の確保の問題等が

今後生活する上では非常に重要なものだというようなご意見が出されたりもしております。また、行政サイドに関しては、町におけるホームページの取り扱いについて不十分だというご意見が出されておりますので、そういう部分に対するケアをすることによって移住者をふやすということにつながっていくというふうなご意見も出されているということであります。詳細につきましては、後ほど資料としてお渡ししたいと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） いろいろお聞きいたしました。ありがとうございます。私は、これは質問事項にならないかもしれないけれども、再々質問で終わったという形でいいわけですが、いろいろな意見があって、いろいろなアイデアがあって、それが実現可能なのか、不可能なのか、いろいろな場面があるけれども、私はぜひここで町の行政能力を見せつけるぐらいの町長以下職員の皆さんのバイタリティーを期待したいと、この戦略を進める上においてそれをまず言いたかった。それと、この戦略はこの町をなくさないため、壊さないための戦略だと思うのです。ですから、単に生活環境、周辺環境だけをよくして住みやすい町という、それだけではなくて、これから商店が減ることもない、ますます繁盛できるような環境をつくる、それがこの総合戦略だと思うのです。ですから、そのためには基本的に働く場の確保だとか、事業活動を新たにつくるとか、そういった発想が必要で、従来からこの町は非常に福祉施設が充実してきておりますけれども、さらにそれらを発展させて、利用人口をふやし、支える側の人たちの職場を確保し、そういった道こそ中頓別町の生きる道だというふうに考えておりましたから、町としてもその視点に同一できるかどうかは別にしても、住民がどう言おうと町としてはここが大事だということをきちんと先導する、そんなバイタリティーを見せてほしいと思っておりましたので、そういう考え方も生かしていただければと思います。

以上で1番目を終わります。

2点目のデイサービスセンターの災害復旧、思わぬ災害がありまして、施設の関係者の皆さんも大変ご苦労なさっております。町としても大変な痛手を負ったわけでありましてけれども、思わぬ災害を受けたデイサービスセンターの施設復旧と利用者サービスの再開が急がれるわけでありましてけれども、次の点について伺います。

まず、1点目、この件に対する町のかかわりはどうなるのか。これは、施設整備を含めて町が、格好としては法人の施設にはなっておりますけれども、町の責任はあろうと思えます。その辺の覚悟を聞きたいと思っております。

2点目は、施設復旧のスケジュール、今どうなっているのか、これからどうしようとしているのかがわかりませんので、教えてください。

3点目、施設復旧の財源の概要、これは今は難しいのでしょうかけれども、あれを復旧するためにはどの程度の財源が必要なのか、その財源は火災保険料等の状況も含めて町はどの程度の負担が必要になるのか、今の時点でわかれば教えていただければと思います。

それから、一番大事なのは、約30名ぐらいの利用者がいるわけですが、この人

たちが利用できなくなっているわけです。お話では、一部入浴サービス等は対応できるものは今しているというふうに聞いておりますけれども、今実際にどういうサービスがされているのか、その辺を伺いたと思います。

最後に、利用者サービスの経費です。施設は今運営されていないという形にはなっているのですが、そこには職員もいるわけです。当然職員の給料も払わなければならないのです。それから、サービスをするとなると、また別な財源が必要になってくる。そういったものについて、これはどこが負担するのかという聞き方をしていますけれども、町はその覚悟をしなければならないと思っておりますので、その辺を伺いたと思います。

以上です。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） デイサービスセンターの災害復旧についてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、1点目の町のかかわり方に関してでありますけれども、デイサービスセンターは町の介護保険事業所として在宅の重要な役割を担っており、町が主体的にかかわっていかなければならないというふうに考えています。

2点目の施設復旧のスケジュールでありますけれども、先ほどちょっと申し上げましたけれども、施設復旧に向けた建設費用の積算等を進めておりますが、10月中旬に入札を予定し、できれば年内での工事完了を目標としているところであります。ちょっと補足をさせていただきますと、まだ保険の適用の最終判断が出ておりませんので、それらを踏まえて若干スケジュールがずれるというようなこともご了解いただければというふうに思います。

3点目、財源でありますけれども、施設復旧に係る費用については全て火災保険で賄えることが望ましいところでありますけれども、不足が生じる場合の財源については町が負担することも考えていかなければならないというふうに思っています。

4点目、利用者への対応でありますけれども、一時的にほかの施設を利用し、介護保険を適用した運営ができないか、北海道とも協議したところではありますけれども、残念ながら町内には基準に該当するような施設が確保できないため、介護保険サービスとは切り離した形で余暇活動や入浴支援のサービスという形で提供を進めてきているというところがあります。

5点目の利用者サービスの経費の問題でありますけれども、介護報酬が算定されないことから、町の任意事業として余暇活動と入浴支援を進めていますが、介護保険としてのサービス提供は困難、今までどおりの利用にはちょっと届かない不便さも生じるところから、基本的には利用者の負担は求めずに、この間町が負担する形で検討しているというところがあります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） それでは、再質問いたします。

1と2については了解できました。いずれにしても、町として進めた事業ですから、これを引き受けてくれた関係者の方々に心配のないように、意欲的にこれからも取り組んでいけるような行政配慮をすべきだろうと思いますので、よろしく願いいたします。

3点目、火災保険料がわからないからどうしようもないことなのだけれども、火災保険料が決まらなくても復旧する経費というのは決まるわけですね。どこまで復旧してどこまでしなければならぬというのはあると思うのです。それを早く算定すべきだと思う。その差額はどうなるのか、それはまた別な問題で、これはやっぱり町が覚悟しなければならぬことで、できるだけ早く予算も決めなければならぬことですから、早く議会に報告すべきことだろうと思いますので、大変でしょうけれども、建設担当者にはなるべく早く、町にとっても多分大きな財政負担がかかるだろうと思いますので、お知らせいただければと思います。

それと、利用者のことなのですからけれども、利用者はちょっとおいておきまして、道の考え方なのですからけれども、町長、どうもわからないことがあるのです。こういうことってあるのではないかと。施設が突然火災に遭って使えなくなったとか、あるでしょう。よくあることでしょうか。そのときに今まで道はどんな対応をしてきたのか。このとおりであれば、介護保険を適用した運営ができないか協議したところ、基準に該当しないからだめだと。だめだということは、道はやめなさいということか、その辺を確認したいのです。道は、そんなことをするなということか。町だって町民のために、利用者のために町としてはできるだけのことを、場合によっては自己負担してもやむを得ないから、利用者サービスはやれる範囲で続けてやりたいという町長の思いは伝わってくる。でも、北海道は全く知らないということなのか、そういうふうに公言していいのか、私は言おうと思う。町としてどう考えているのか。北海道が対応できないというのであれば、北海道はこういう福祉施設の災害に対して全く知りませんと、そういう態度なわけですか、この辺を答えてください。

それと、私今も言ったけれども、町長の立場として町民の利用者のためにできる範囲のサービスはやってやりたい。やっています。入浴サービスだとか、それから余暇活動、どんなことをやっているのか、後で課長に現状を聞きたいのだけれども、どの程度のサービスをやっているのか聞きたいのだけれども、そういう町長の思いと道の私は知りませんと、施設がなくなったのだからサービスをやめなさい、やめて当たり前ですと、町だってやる必要ありませんというような態度なのではないですか、このままで聞けば。その辺が確認したかったことです。

5番目、これによって介護報酬が算定されなくなってしまった。でも、職員はいるのです。この辺も道の考え方がわからないのだけれども、職員はみんな首を切ったほうがいいわけですか。道が言っているのは、介護保険も適用しないと、やるのなら町がみんな負担しなさいと。縦割りとはいえ、そんなばかな行政はないと思う。こういうときだからこそ何とか住民を守ってやれと言ってくるのが少なくとも道と市町村との関係ではないですか。場合によっては特別交付税で何とかするぐらいの、耳打ちがあったのかどうかは別にして、

そういったことも含めて道と協議しなければならないことではないですか、そこまでいつているのだろうか。その辺が疑問なことで、これをずっと継続して町としてサービスはできるだけの範囲でやっていくということになると、人件費とその他の経費は相当かかるわけです。その辺の試算ができていると思うので、その辺もちょっと伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁を申し上げたいと思います。

まず、復旧に向けた工事の着手に関しては、今最終的な積算の詰めに入っているというふうに聞いていますので、保険の適用の有無にかかわらず、必要な対応を図るということで、できるだけ早くそれは着手するように努力をしたいというふうに思います。

それと、道の対応等についてのところでは、若干私のほうの説明不足があって申しわけありません。基本的には介護保険の保険者は市町村でありますので、市町村が介護保険事業としてできるかどうかということについて道にいろいろ相談させてもらったということでありまして、介護保険の制度の中で今ほかの施設を利用して新たにサービスを提供するというような基準を満たすものがないので、介護保険事業としては取り組めないと、そういうような相談をしたという範囲でありまして、決してやめろとかと市町村を見放しているということではないので、その辺について誤解のないようお願いをしたいというふうに思います。

その中で、町として、後でまた細かいところは課長からも補足をしてもらうかもしれませんが、まだ十分な体制をとれているとは考えておりません。きのうも現状の報告を受けましたけれども、これまでデイサービスを利用していた利用状況から見ると、余暇活動にしても入浴にしても十分継続できると言えるような状況にはないということもありまして、さらにこの間のサービス、利用提供ということで検討を進めるように担当課のほうには指示をしているところであります。基本的には、この復旧までにかかる期間の中でこれまでデイサービスを利用されていた方が身体的な能力が落ちてしまったりとか、認知症が進んでしまったりとか、そんなことがあってはならないということを基本的な考え方に据えて、利用者本位でまずできる最大限のことに取り組むということやっていきたいというふうに思います。若干作業がおくれている点についてはおわびを申し上げたいと思いますけれども、そういったことであります。

介護保険の適用外ということで、サービスに関して国や道の補助金とか、介護保険の中で受けられるようなものは基本的には対象にならないということまでははっきりしていますので、この間町が負担しなければいけない経費などが明らかになった段階で、先ほど特別交付税という話もありましたけれども、道からの財政支援等について相談、協議をしていきたいというふうな考え方に立っておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。できるだけ丁寧に復旧作業に努め、それに伴う財源について町の負担が少しでも少なくなる努力を最大限したいというふうにご理解をいただきたいと思います。

それと、この間余計に要する経費についてでありますけれども、かなり雑々とした試算

でありますけれども、建設費を除いて運営の部分で800万円ぐらいは町費の負担がふえるのではないかと。それプラス建設費の保険適用外の部分の負担ということになるのではないかと。というふうな想定をしております。

○議長（村山義明君） 矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢上裕寛君） 現状の利用者に対してのサービスの内容なのですが、町の任意事業といたしまして余暇活動と入浴支援という2つに分けて実施しております。余暇活動につきましては、介護センターのリハビリ室ですとか、あと和室のほうを利用していただきまして、通常デイサービスセンターで行われていたような同様の余暇活動というものを実施していただいております。入浴サービスにつきましては、特殊浴槽に入る方が2名おまして、その方については現在特別養護老人ホームのほうにあります特浴、そちらのほうを利用させていただいて、週2回入浴サービスが提供できるようになっております。あと、一般浴につきましては、場所の確保が日程的に難しいところもありまして現在調整中なのですが、デイサービスを利用している方が今20名ほどいらっしゃるのですが、できればその方たちには週1回は必ず入浴サービスができるような形で調整をしているところであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） では、1点だけ伺います。

これは町長からもお話があったことですが、道との関係です。私は極端な言い方をして、道は知らないふりをしているのかという言い方です。これは、ケースとして道も初めてのようケースだろうと思うのです。だとすれば、これを機会にこういった災害対応の道としての対応を考えさせなければだめだと思うのです。町は住民のために何としてでもいろんなことで応援したい、やってやりたいという気持ち、それはそれで町としては当然だと思いますけれども、こういったときに道は何をすべきなのかぐらいは考えさせなければだめだし、そのためにも政治家がいるわけでしょう。だから、町長、担当課長だけにいろいろ苦勞させてもしょうがないことで、これは政治家としての町長、それから道議会も含めて、道にきちんとかいような施設の災害、やめたほうがいいのか、やめなさいと道は言っているのか、その辺の対応をきちんとかいっていき、それは町長の役割だと思います。その辺の覚悟を決めていただけるかどうか、お願いします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 先ほど申し上げましたように、基本的に介護保険の保険者は市町村という立場があるということでもあります。都会とかだったら、デイサービスセンターが複数選択可能だったりとかというようなこともあって、介護保険の利用計画を手直しをして他のデイサービスセンターを使うというような解決策もきつとあるのだろうと思うのです。中頓別町の場合は、代替の施設となると浜頓別町だとかということになってくる。浜頓別町のほうも聞く話によるとほとんどあきがない状況になっているということだし、何よりも時間をかけて送り迎えをしていくというようなことが現実的かというような問題が

あるかなというふうに思います。今回改めて感じましたけれども、こういったある意味危機管理というか、何かあったときの対応策ということについてあらかじめ準備ができていなかったということも言えるというふうに思っています。この辺は、こういう過疎地域の中で唯一、たった一つしかない施設に何か事故があった場合というのは本当にその後の対応が難しくなるということがありますので、これらの対応については道とも相談をしながら対策を講じられるようにしていければいいなというふうに思います。

○議長（村山義明君） これにて東海林さんの一般質問は終了しました。

ここで議場の時計で11時5分まで休憩にしたいと思います。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（村山義明君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

引き続き、受け付け番号3番、議席番号2番、長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 受け付け番号3番、議席番号2番、長谷川でございます。私からは1点、災害に即応する体制の確立についてということで質問申し上げます。

9月1日、防災の日を迎え、東日本大震災以来災害に対する住民の意識は高く、備えることの大切さは言うまでもなく感じています。そこで、災害時の避難に際し、病院、長寿園、厚生園等の施設以外で町として住民が避難するための援助を必要とする人数の把握は行われているのか。また、災害時に町と各自治会の連絡、報告等の連携は大変重要であります、その体制は確立されているのか伺う。

順番が逆になってしまいましたが、このたびの9月10日、11日の台風18号にかかわる大きな災害について被災者の皆様にはお見舞い申し上げます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 災害に即応する体制の確立についてご答弁をさせていただきます。

先ほど細谷議員の質問の際にもちょっと申し上げたところでありますけれども、数年前に整備した要援護者台帳というのがありまして、それに基づきまして8月末現在、災害時要援護者の数は全町で110世帯120人ということで把握をしているところであります。災害時の自治会との連携は、防災訓練などを通じて息を合わせていくことが重要と考えております。防災訓練では、災害時要援護者を避難準備情報の段階で誘導するよう、自治会の自主防災組織等との連携をとりながら実施しており、万が一の際にも慌てず優先的に避難させられるよう、福祉部門の町職員や地域住民との連携に努めたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） それでは、再質問させていただきます。

避難させるための体制については、自助、共助、公助の連携を今後より堅固なものとし

て体制づくりに取り組んでいただきたいと強く要望いたします。さて、9月10日、茨城県常総市の鬼怒川での堤防決壊による氾濫や翌日の宮城県大崎市の渋井川での氾濫を目の当たりにして、危機管理の重要性と必要性が各メディアでも大きく取り上げられております。また、情報の錯綜から行方不明者数の把握がされておらず、多くの捜索隊の活動が全て無駄であったことの報道もなされており、初動態勢からの情報の一元化及び共有が課題であることも露呈いたしました。そこで、災害時に対策本部長となられる町長にお伺いいたします。情報収集の手法及び正確な情報の共有化をどのように構築するのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁を申し上げたいというふうに思います。

数年前から防災訓練を再開し、今年度も防災訓練を10月の15日に実施をする予定としているところであります。再開した意義というのは非常に重要であるというふうに考えておりますし、それを継続していくことで地域の中の防災意識が高まっていくことを期待しているところであります。ただ、防災訓練の機能をさらに高めていくというところについて、まださらに必要なのではないかというふうな認識を持っております。そういう中で、1年に1回の防災訓練ということについての継続はしていきたいというふうに思いますけれども、さらに日常的に災害想定をした関係機関の連絡調整をする会議等を重ねていく必要があるのではないかというふうに考えておりました。今年度行う防災訓練の事後にその訓練の反省をしっかりと行うとともに、今申し上げましたような会議を定期的、継続的に開催していく体制をとりたいというふうに思っています。ご質問にあった情報収集等につきましては、その中でできるだけ事細かくシミュレーションを行いながら、適切な情報ができるだけ早く収集できる体制の構築を図っていく、そのように体制をつくっていききたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） それでは、再々質問をさせていただきます。

ことしも10月15日、防災訓練を行うとただいま伺いました。この防災訓練なのですが、避難させるためだけの防災訓練ではなく、減災を視野に入れた訓練を行うべきではないかと思えます。災害想定範囲の自治会だけでなく、避難場所の自治会の受け入れ態勢であったり、消防団や何かと非難されている建設業界ほか、各団体による水防訓練など実践的な訓練にすべきではないかと思えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 減災という課題についてどのように取り組んでいくのかということについてなかなか今明確にお答えできることはありませんけれども、今ご提案いただいたそれを考えた体制づくりということに取り組むということはやっていきたいというふうに思います。今回につきましても、参加していただく自治会を去年よりさらにふやせないかということで、ご案内をさせていただいております。そういう形で、先ほど申し上げ

ましたように今回の防災訓練の反省を踏まえて、さらに協力をしていただく自治会や関係機関、団体、そういったものとしっかり連携を図るという体制を構築していくということと取り組んでいくようにしたいと思います。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 再々質問も終わりましたので、私の質問はこれまでとさせていただきます。ことし春にハザードマップなども全戸配布されたようですが、ハザードマップ、これの利活用がなかなか町民に認知されていないように思いますので、さらなる周知と、それを利活用できるよう体制を構築していただきたいと思います。

以上です。

○議長（村山義明君） これにて長谷川さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号4番、議席番号7番、星川さん。

○7番（星川三喜男君） 受け付け番号4番、議席番号7番、星川です。それでは、早速質問させてもらいたいと思います。

まず、1点目、機構改革の目的、職員間の業務量の格差は生まれないのかということです。10月1日に機構改革を行う条例改正案が今回提案されているが、まちづくり推進課が廃止され、巨大な総務課ができるとともに、産業建設課の業務もふえる内容であると私は思っております。平成19年と書いておりますが、これは誤りで、調べたら平成20年だと思います。平成20年にまちづくり推進課が誕生以来、バランスのとれた業務の配分が私は定着してきたと考えるが、次の3点について町長に伺いたいと思います。

まず、1点目、まちづくり推進課を廃止する理由は何か。

2点目、この人事異動により、十分な職員を配置できるのかどうかお伺いします。

最後に、3点目、特定の部署の課長、それとグループ長の負担が過重になり、住民へのサービス低下につながらないかお伺いします。

今までこういった業務内容をこなしてきた中で、職員の中で病気をしたり、過労、それとかいろんなことで早期退職していたり、休暇をとって治療しているケースがここ数年数多いと私は思っておりますので、この点についてもお伺いします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 機構改革の目的、職員間の業務量の格差は生まれないのかというご質問についてご答弁を申し上げたいと思います。

本定例会に提出した条例改正による機構改革は、当面する最大の懸案である人口減少対策、地方創生に取り組む体制づくりと将来に向けて適正な人員配置を行っていくためと位置づけております。まちづくり推進課の廃止は、総務課に法務、政策、財務の経営部門をまとめ、重要な課題や懸案に対して一体的、効率的に取り組む体制を構築することを目的としております。また、商工観光を産業建設課に移すことで、農林業の振興とあわせて地域経済の振興発展を図っていきたいと考えております。また、現在3つに分かれている町民生活にかかわる事務の窓口を2つにまとめるということにもつながっているというふう

に考えています。

2点目の職員配置の問題でありますけれども、限られた職員数の中で業務量に見合った適切な職員配置を行うことは大変難しい課題であります。今回の機構改革に伴う人事異動では、一定期間担当業務がふえる部署に対して人員を手厚く配置して、職員の負担が重たくならないようにしたいというふうに考えております。

3点目の課長、グループ長の負担、あるいは住民サービスの低下に対する懸念に関してありますけれども、ますます厳しくなる財政状況の中、少人数の体制で事務を行っていくためには、課長、グループ長だけでなく、全ての職員の負担がある程度重たくなることは避けて通れないというふうに考えております。その中で、事務量が極端に偏らないように配慮した人員配置を行っていきたいというふうに考えております。今回の機構改革では、2点目の質問で回答したとおり、住民サービスを初め、事務に影響が生じないようにしていきたいというふうに考えているところであります。今後は、住民サービスとガバナンスを高めつつ、職員への負担も軽減できる組織への変革が必要となっていきます。課題は多いところでありますけれども、今回の機構改革をその一歩としていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

先ほども言ったように、現在のまちづくり推進課は、平成20年の第1回定例会に課の設置条例案が提出されたと私は思っております。その後常任委員会を経て設置したと私は思っております。その時期に私もまちづくり推進課の設置について一般質問をさせていただきました記憶もあります。その委員会の中で、ある委員からの質問で前町長が答弁したことが1点あります。それは、総務課が大きくなり過ぎて仕事が進まないの、新設したと、そう言っておりました。それで、3課から4課にするのが最善だと、その提案理由の説明を前野邑町長が質問した委員、そして皆さんに答弁をしておりました。その初代課長は小林町長ですよ、町長もこれは聞いていると思います。今回この考えとまるで反対、真逆です。4課にして私は成功したと思うところをまた3課に戻す。人口減少対策、地方創生に取り組む体制をつくるなら、まちづくり推進課に一時的に人を手厚く配置すれば私は事が済むのではないのかと思います。その点はいかがでしょう。

それと、この検討資料にも載っております。法務、政策、財政の経営部門を課を一つにするなら、まちづくり推進課に総務財政部門を移動してはどうか。この案では特定の課の職員の負担だけが大きいと思います。今までまちづくり推進課を設置してきた意味がここできなくなると私は思いますが、町長はどう考えてこれを提案するのか。

それとあわせて、機構改革に伴う庁舎改造費が補正予算で計上されております。これもわざわざ補正予算で、電気と電話回線だったかな、それを補正する必要は私はないと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 先ほど前町長の当時のご答弁で、総務課が大きくなり過ぎてというお話があったということでありました。当時の機構改革の目的、趣旨はそれだけではなく、まちづくり推進課が教育委員会などとも連携を深めて生涯学習とまちづくりを一体的に、当時の課題として移住対策であったり、それから環境保全であったり、もろもろそういった課題に取り組んでいける体制を構築するというようなこともあったのではないかと、いうふうに思います。今回私なりに、これからできるだけ効率的、合理的に事務を進めていく体制として今回提案させていただいた形が望ましいというふうな判断をして提案をさせていただいているものでありますけれども、今4課というふうになっていますけれども、実質的には、実質的にというか、産業建設課の中では産業グループに参事がいるし、総務課にも住民グループに参事がいて、課長職として町長部局は6名体制でやっているというふうな体制になっているかなというふうに思います。この辺は将来もこういう形がいいかどうかということについては議論があるかと思っておりますけれども、当面そのような形は残っていくものというふうに考えています。

その中で、課の中にさらに政策経営室というようなものを設置をしていく中で、先ほどお話をさせていただいた総務は法制に関してはそのまま総務グループというふうになると思いますが、政策、財政の担当部門をそちらのほうに動かしていきながら、全庁的な政策調整あるいは重点課題に特化した取り組みができる体制を構築すると、そういったような形を目指していきたいというふうに考えているところであります。さらにこの政策経営部門につきましても、できるだけ町長とも直結した意思疎通が速やかに図れるような体制をとっていきたい、単に課長に大きく負担をかけるのではない体制として運営をしていきたいという考え方も持っているところであります。ご心配をいただいております事務量の過大な負担や偏りということが生じない、かつ組織全体が効率的、効果的に動いていく、そういう体制をしっかりとつくりだしていきたいというふうに思います。

それと、機構改革に伴う予算ということでもありますけれども、これについてはこれから庁内で検討してもらいたいというふうに考えていますけれども、端的に申し上げると私のいる町長室そのものを役場の真ん中あたりに動かせないかというようなことを考えていて、できるだけ職員との意思疎通のとりやすい体制をつくりたいと。今は町長部局の中に教育委員会が間に挟まっているような形にもなっているのです。だから、これらも関係として解消したほうがいいと、そういう中で一定程度予算を組んでいますけれども、産業建設課長と協議をしている中では、できるだけ費用をかけないで自分たちの中でやれる範囲で今申し上げたような形がとれるように努力をして、予算の執行を最小限にするように努力をしたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 町長、ちょっと説明がおかしいのではないかと。補正予算を計上してから庁内で検討します。それはないと思います。補正予算を計上するのは必要だから

計上するのであって、通った後庁内で検討してどうするか、それは答弁が違ふと私は思います。

そこで、再々質問、町長初代のまちづくり推進課は、先ほど来の答弁を聞いていて、要らなかったのですか、無駄な課だったのですか。ここまで機構改革するなら、役場職員はまちづくりです。職員全員がまちづくり推進課の中です。総務課の中に全部グループをつくればいいでしょう、そこまでやるのであれば。総務課を1つにして、あとはグループ長。そのためにグループ制度を導入しているのですよね。前回は新しいグループ制について質問させてもらったけれども、グループ制は今後も継続して行うということをおっしゃったので、私の案は総務課の中に全部、住民グループ、まちづくり推進グループ、産業グループ、建設グループ、それでいいのではないかなと思います。これは私の一つの案です。それがいいか、悪いか、これは町長が判断してこの案ですから、私とは真逆の案です。

それで、再々質問は、新しく設ける政策経営室の職員は住民へのサービスに直接関与するのですか。再質問の答弁を聞きますと、デスクワークのみしかしないのではないのか。今までも職員間の仕事の量に対して、私も先ほど来から言っておりますように格差がついていたのですよ、私が見る限り。職員間はどうか知りませんが、やっぱりこぼしている職員も何人か、私の耳にも入りました。その差がますます広がらないか。そして、人事が果たしてうまくあいにできるのかどうか、私は懸念しております。そこで、私は先ほど来、前町長、野邑氏のこともしましたが、前町長の野邑さんは、副町長を置かず、前回の私の一般質問と異なりますけれども、職員数をぎりぎりまで絞って行政改革に努力してきたのです。そして、そのためにグループ制も導入しました。そのたがが緩みつつあるのでないかと私は案じております。私は、この機構改革には疑問を持っている一人でございます。また、あえて再度聞きます。まちづくり推進課は、残念ながらだめだったのですか、継続はできないのか、再度お聞きします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 1課で、あとは全部グループにするというお話、考え方を少し変えれば、今のグループを課に位置づけるというようなやり方も考えられるのかもしれないというふうにお聞きをさせていただきました。行政の組織は、そのときの課題、それからそのときにいる職員の構成などにも合わせて形を変えていくところがあるというふうには考えておまして、今これからやろうとしていく仕事に対して最も機能的な行政組織をつくるというのが私の役割ではないかというふうには考えておまして、今ご提案させていただいている案が現段階では最善のものであるという思いを持って提案しているということでもまずご理解を賜ればというふうには思います。

それから、総務課の政策経営部門にかかわっていく職員が住民サービスに関与しなくなるのではないかと、どうしても行政の内部の仕事によっては、今は総務グループの中でも財政担当だったり人事等を担当している職員というのは、余りそういうふうにする機会が多いとは言えない部門なのかなというふうには思います。ただ、政策、財政が一体になって

いくということは、それらの計画策定というのは常に最前線で住民の声を聞くということが必要な要素もあるというふうに思っていますので、決してご心配のような形で内部だけの内向きな思考を持った職員になるということはないというふうに考えています。

それと、今後の事務量をできるだけ平均化して偏りをなくすというような人事ができるのかというご心配でありますけれども、それを払拭すべくこの10月には人事異動も行っていきたいというふうに考えているところであります。

最後に、まちづくり推進課があった意味ということでもありますけれども、私は私自身が担当課長として4年いたということもありますので、その間議員には大変厳しい評価があるのではないかとこのように思いますけれども、ただそれ以前は総務課の中に特命の参事体制を持って、その中で中頓別農業高等学校の廃校後の対策、そこから始まっているというふうに思いますけれども、その中で、先ほども申し上げましたけれども、環境保全であったり、移住促進対策であったり、全てがうまくいっているとは言えません。例えば森林療法だとか、ソーシャルファームだとかに取り組んで、なかなか実現しなかったものもあったと思います。そのほか、ジオツーリズムの提案とか、いろんなことは打ち出してきたのではないかとこのように思っています。そのときやった評価を改めて検証していく必要があると思いますけれども、そういう一定の役割を持っていた課であるというふうに私は思っているということでもあります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 今町長が言ったように、私は決してまちづくり推進課が町長がやっていたからああだこうだという何物もありません。よくやってきたけれども、結局結果は見えなかったということに尽きるのかなと私は思っております。

それで、本当は再々質問にこれも加えればよかったのですがけれども、これだけ最後に1点だけ言わせてもらいます。政策経営室の中に財政と企画が一つになりますよね、私はこれはちょっと合点がいかないのです。自分らで企画して、財政を知らず企画するというのは職員としてもやりづらいことではないのかなと。企画は、財政のことを考えないでいろんなことを考えます。そうでなかったら、いいものはできないでしょう。金勘定してまで企画するのであれば、最初から打ち出さないと。そこら辺も一緒にするのは私は反対ということをして、この質問を終わりにします。

それでは、2点目、宝島テクノサービスのその後についてお伺いいたします。宝島テクノサービスは、町の働きかけも実ることなく、貴重な雇用の場を失いました。従業員の皆さんの再就職などに対して、町としてどのような支援を行ってきたのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 宝島テクノサービスのその後についてご答弁を申し上げたいと思います。

宝島テクノサービスの閉鎖に伴う離職者は5名で、このうち2名はすぐに同業他社に就

職が決まり、残る3名の方に対し、本人の意向を確認し、その意向に沿うよう対応してまいりました。このうち再就職を希望している方は1名のみで、就職先が決まるよう町としても側面的な支援を行ってきております。本人の意向もあり、少し時間をかけた対応となりますが、最終的には希望がかなうよう、引き続き対応していきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 宝島テクノサービスの雇用の場、いろいろと町のほうも確かに力をかけて、条例も急遽つくった。そして、農協や一企業とも折衝して、いい方向までいったのだけれども、結局はどっちがどうだごちゃごちゃになって、継続できなかったという残念な構図ができての廃業ということになりました。

そこで、再質問ですけれども、廃業に伴って町への影響として、地元の自動車販売店が今度は2社ですよ。そこで、公用車の新車購入時の入札は高どまりになり、そこで町外の業者を入れて、少なくとも3社以上で行うべきと私は考えます。そうでなければ、最少の経費で最大の効果は実現できないと私は思います。先ほど来、前段で町長の行政報告の中でもいろいろと出されておりましたけれども、何か私は感じます。これは言うてはならないことかもしれないけれども、町長の後援会が物すごく前に出てきている。住民は見ています。私は、新町長、小林町長は確かに、反対ではないけれども、人材はいい人です。それは認めます。確かに相手候補として戦った一議員ですけれども、その後町長になった以上、町民の目をちゃんと見てください。何を考えているのか。新町長が誕生した以上は、町民はもろ手を挙げて頑張ってくれと、そういう結論なのです。町長のやりたい放題、私はここにきて余りにも町長が動かし過ぎているのではないかなと、そう感じております。

そこで、先ほどの答弁にもありましたけれども、まだ宝島テクノサービスの職員で失業している方も見受けられますので、そこで町として臨時職員として雇用してはどうでしょう。今まで努力してきたけれども、なかなか職につけなかったということですので、それも簡単に雇用しなさいではありません。簡単に雇用したら、これは談合の疑いがありますから、町として入札制度を新たに改善して、そういう方々も引き受けるような入札制度の改善も必要ではないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 質問にお答えする前に、今のお話の中で私としては大変心外なご発言があったというふうに思っています。後援会が前に出てきているというのは何を言っていいのか、正直わかりません。私は、町長になった以上は全ての町民の皆さんの代表として公正、公平に仕事を執行するという気持ちを貫いていきたいというふうに考えております。万が一誤解を生むような何かがあれば、ご指摘をいただければというふうに思いますけれども、そういうことは一切ない、そういう姿勢で臨んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

入札の問題につきましては、企業数が多いことで一定の価格というか、安い調達が可能

になるという要素がありますので、これについては今後どのように取り扱うかについて担当課のほうでも検討してもらうように指示をしていきたいというふうに思います。

それと、こういう不慮の企業の撤退等に伴って再就職が困難な方について臨時職員としての雇用という制度については、検討に値するというふうに私も思います。道などでも、離職者ということではないと思いますけれども、一時期新規採用が厳しかった時代に就職までの間、トライアル雇用とかという制度をつくって1年間雇用するとかというような制度がありました。そういったものについて考えていくということについては、私もかねてから思っていたところがありますので、その方向についてはぜひ検討をさせていただきたいというふうに思います。いずれにしても、ご本人の意向もありますので、この件に関しては適切な対応を図ってご支援をしたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、これで私の一般質問を終わります。最後に臨時職員の雇用について町長と合致するところがあったところで、一般質問を終わらせてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（村山義明君） これにて星川さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号5番、議席番号3番、西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 議席番号3番の西浦でございます。では、質問させていただきます。

本町は、自主財源が非常に乏しく、地方交付税への依存度が高いが、その地方交付税も減額されてきており、これからも安定的に確保できる保証はございません。町自体がみずからの努力で確保できる財源として、いろいろな問題はあると思いますけれども、一つの手段としてふるさと応援寄附金についてどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ふるさと応援寄附金についてご答弁を申し上げます。

ふるさと納税制度は、ふるさとに貢献、応援したいという納税者の思いを促進するため、地方税法等の改正により寄附金控除として制度化されました。本町では、制度のスタートにあわせ、中頓別町ふるさと応援寄附条例、平成20年6月23日にこれを制定し、条例に定めた5つの使途に沿って寄附を受け、基金に積み立ててきました。その件数は33件、総額は820万円となっております。国では、本年度から控除上限額をこれまでの2倍に引き上げたり、ワンストップ特例を導入するなど手続を簡素化しましたが、本町への寄附額に大きな変化はありません。本来は都市と地方の税収格差の是正を目的に導入された制度ですが、自治体間の競争の過熱に総務省が警鐘を鳴らし、自粛要請を行うなど、さまざまな問題が指摘されております。本町には魅力ある特産品が少なく、寄附金の支払い方法の一つとしてクレジットカードを利用したインターネット上の払い込みができないなど、応援しづらい環境もありますが、寄附収入よりも住民税の控除で失われる額が多くなる例

も報道されており、また商品の選定や寄附件数の大幅増による事務量の増加等について苦慮している自治体もあることから、慎重な取り組みが必要と考えているところであります。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 今の町長のお答えもよくわかるのですが、私は監査委員をやっております、自主財源が非常に乏しいということを痛感しております。これから新しく町長になられて、町長自体が何かしたいということに対してもお金がないということで大変ではないかなと思うのです。それで、ふるさと応援寄附金ですか、これについて大変問題は生じておりますけれども、1つに私が考えますには、ふるさと応援寄附金を利用して外へのアピールができるのではないかと、ただお礼の言葉だけでは、通常日本の慣例としましては何かささやかな品物でもいいから添えてあげたほうが、例えば送ってきても寄附した方が読んだり確認しやすいのではないかと、そういう機会にあるのではないかと。だから、本当にささやかなものでいいと思うのです。そういう品物をちょっと送ってあげて、町のアピール、そういうものにつなげていけたらいいのではないかなと思いますので、特にお返しする品物がないということを書いてありますけれども、町長、この辺について何か特産品について考えておられるようなことはございますでしょうか、どうでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今ご指摘をいただいたように、町として自主財源が乏しいという中で、国の地方交付税の動向に一喜一憂しながら財政運営をしていかなければならない、そういうつらさというのは嫌というほど感じているところであります。その中で堅実にやっていくということが重要だというふうに思います。ふるさと応援寄附金は、従前、前町長から先ほどご答弁を申し上げました考え方を基本として対応してきたということであり、その中で、今西浦議員がおっしゃっていただいたようにささやかでもというような返礼の仕組みとか、お返しする特産品、そういったものの開発、これらに関してそう遠くないどこかでしっかり検討していったほうがいいかなというふうに思っています。さまざまな問題があるので、慎重な取り組みということの姿勢は堅持しつつも、今言っていたようなお返しの品物なんかがある意味地域の産業の創出につながるというような効果も期待できないかというような思いもないわけではありません。問題、課題もきちんと踏まえるという前提の上でありますけれども、改めてふるさと応援寄附金のあり方については庁内の議論を深めたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 再々質問をさせていただきます。

先ほどの質問とちょっとダブるかもしれないのですが、お返しの品物というか、商品というか、そういうことなのかもしれませんが、単に物でなくてもいいと思うのです。例えば温泉の宿泊無料券だとか、そういうものを発行して、なるべく中頓別町に寄附していただいた方に来てもらおうと、そういうことによって中頓別町の実態だとか観光施設だとか、そういうものを理解してくれる手がかりになるのではないかと思います。人間ですから、帰

られて、その場所、地域においてその人が口コミで中頓別町をPRしてもらえると、そういういいところもある。お金を寄附していただいて、ただで中頓別町をPRできる。とてもいい機会ではないかなと思いますので、この辺についてもう一度、町長、その辺の見解についてお話ししていただければと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 先ほど言った基本的な考え方を堅持しつつも、さらにふるさと応援寄附の願いを重ねていくということは必要だというふうに思います。PRの方法なども含めて考えていかなければならないというふうに思いますし、そのことが議員がおっしゃるように町をPRしていったりすることにもつながりますし、経済への効果を生む可能性があるると、その辺を一つの可能性として、先ほどそう遠くないうちというふうに申し上げましたけれども、できるだけ早目に検討に着手したいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） それでは、今のお答えを十分に承りました。それで、私は考えるのですけれども、続けて考えているのですけれども、いろんな品物よりも、例えば酪農の体験だとか、それから夏場であればオートキャンプ場の無料招待券とか、チーズ、バターづくりだとか、そういうものを体験してもらったりすることによって、とにかく私の考えとしましては中頓別町にたくさんの方に来てもらうと、おためし暮らしもしかりでないかなと思います。そういうのに来やすいような、そういう流れをつくってあげると、そういうふるさと応援寄附金にしたらいかなと思いますので、どうかよろしく願いいたしたいと思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（村山義明君） 一般質問の途中ですけれども、昼食のためここで午後1時まで休憩としたいと思います。昼から2番目の質問をしてください。よろしくお願ひします。休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

一般質問を続けます。

西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 議席番号3番、西浦でございます。それでは、2番目の質問に入らせていただきます。

副町長の配置についてということで、6月定例会での一般質問に対して、副町長を置かない状況は好ましくないという答弁をされましたが、町長が実際執務され、その必要性についてどのようにお考えであるかお伺いいたしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 副町長の配置についてご答弁を申し上げたいと思います。

6月には、条例で定めることもなく副町長を置かない状況は好ましくないとの基本的な考え方を示しました。その上で、これから少し時間をかけて副町長の位置づけや役割、町としての今後の行財政のあり方及びその見通しを明らかにした上で議論を深めていくことを申し上げております。その際にも申し上げたとおり、基本的には私自身は置くべきという考え方に立っていきまして、実際に執務して数カ月しかたっていないこともありますけれども、考え方としては今も同じであります。ただ、同じ6月議会で副町長を置くことに反対の意見も出されているなど、より多くの皆さんにご理解いただくためには時間をかけた議論が不可欠と判断しております。町民本位を基本に、厳しさを増す行政課題に的確に対応するとともに、効率的で効果的な行政組織を構築していくため、副町長の選任をご理解いただけるよう努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） それでは、再質問させていただきます。

私自身考えますに、町長というのは町の顔だと思うのです。その町長が大いに外に向かって活動していただきたいという私の希望でございます。そういうことを考えますと、当然留守になりがちになると思います。そこで、副町長という存在が重要視されてくるのではないかなという考えを持っております。不在の間に行政の執務が滞ってもいけないわけですから、ここに副町長を置いて、留守中の執務について副町長にお任せして、行政の執行システムをスムーズに行い、住民へのサービスの低下をさせないようにということがポイントになると思うのですけれども、町長、これについてはどうお考えでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 不在中の対応ということについては、副町長を置くだけが解決ではないというふうに思っています。今は、インターネットなどを活用して、出張中であっても決裁ができるような電子決裁というか、メール等で指示を出したり、そういうようなことも含めて対応できないかというようなことは考えているところで、なかなか難しいということでは進んでいませんけれども、私が不在であったとしても困らないような対応をとれるべく考えていきたいなというふうに思っています。そのことも含めてでありますけれども、それぞれ課単独で仕事ができるものと、それから複数の課にまたがって判断をしたりしなければいけない事務も含めてあるというふうに思います。そういった意味からも、そのあたりには副町長がいることによるメリットは大きいのかなというふうな考え方を持っております。また、町の顔として外に向かって活動をというお話をいただきました。今の段階ではなかなか、外に出ていく機会というのはどうしても限らざるを得ないという現状はありますけれども、この辺も一回の出張にあわせて複数の公務をとれるようなことなども含めて努力をしていかなければならないというふうには考えてございます。そうはいつつも、十分にやり切れなくて、担当課のほうに迷惑をかけていることもあるのかなと

いうふうに思いますけれども、いる、いない、両面で今お話をいただいた問題に関して解決できる方向については考えていかなければというふうに思っています。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） それと、もう一つ、町長は大変有能な方だと思いますけれども、執行者、理事者というか、そういう人がもう一人いる、たくさんとまでは言いませんけれども、いることによって、業務執行だとか町政においていろんな話し合いをして、執行者でなければ話のできないようなことなどもできて、スムーズに町政執行ができるのではないかという考え方を持つわけですけれども、それについては今までそれほど支障を来していないということではよろしいでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 支障を来しているか、いないかということについては、なかなか簡単に申し上げられないところもありますけれども、非公式ですけれども、私のほうで幹部職員に副町長が不在ということでこれまで事務に支障があったり、困ったというようなことがなかったかというようなことも聞かせてもらったりはしています。これは、それほどないという回答もあれば、非常に困ったというような回答まで幅広くあるので、この辺をもう少ししっかり細かいところを受けとめていきながら判断をしていきたいというふうに考えているところでありますけれども、行政の中で高いポジションで判断できるという、そういう機能があることはスピーディーに迅速に仕事をしていく上では優位性があるというふうに私は考えていますので、そういったことも含めて今後の議論を深めて整理をさせていただきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） わかりました。でも、10月から機構改革もやるわけですから、庁内、役場の関係についても、町長自身がもし外に出られていたら気になることではないかなと思います。サポートしてくれるような人をいま一度考えおかれまして、私の質問を終了したいと思います。

ありがとうございました。

○議長（村山義明君） これにて西浦さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号6番、議席番号1番、佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 受け付け番号6番、議席番号1番、佐藤でございます。私から子育て支援の充実について2点ほど質問させていただきます。

現在保育時間の延長は朝7時45分から8時までの15分間と夕方5時から5時半までの30分間になっていますが、酪農家やフルタイムで働く人は送迎に困難が多いと思われます。延長時間は朝7時半から8時までの30分間と夕方5時から7時までの2時間が妥当と考えるが、いかがでしょうか。

2つ目なのですが、スクールバスは基本的に小中学生の通学のため、夏休み中の運行がなくなることから、保育所に通いにくい子供が数名います。スクールバスにこだわ

るのではなく、送迎バスにかえて運行すべきと考えるが、いかがでしょうか。また、保育園児を乗車させるのに運転手1名での対応は安全上問題ではないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 私のほうからご答弁をさせていただきます。子育て支援の充実をということでもありますけれども、1点目、2点目について関連がありますので、あわせた形でお答えをさせていただきます。

子ども・子育てに関する支援については、今現在まさに子育て中の保護者の方々、そして今後子育てしていく方々の意向を十分反映した施策になるよう検討を進めてきております。こども園における保育時間等の延長及び通園の方法等に関してもその一つであり、できるだけ早い時期に考え方をまとめ、議会に説明と相談をさせていただき、12月の議会において、本町の子育て支援が充実したものとなるよう提案していきたいというふうに考えております。また、遠距離の園児の通園については、現在応急的な取り扱いとして、保護者のご協力のもと、スクールバスでの運用を図っておりますが、乗車中の不測の事態等を考えますと安全とは言い切れない状況でもありますので、それらも含め総合的に検討していきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 先ほどの答弁を聞いて、3点ほど再質問させていただきます。

まず、1点目なのですが、現在の延長時間よりどのぐらい時間を長くできるのか、提案している朝30分、夕方2時間は可能だと考えるのかどうか。

あと、2つ目なのですが、子育てしていく方々の意向を十分反映した施策になるようにと言われていますが、どのような方法で反映させるのですか、お伺いいたします。

あと、3点目なのですが、スクールバスのことですが、安全とは言い切れない状況なのに現状のまま運行してもいいのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 私のほうから3点についてご答弁をさせていただきます。

現在の延長時間をどこまで延長が可能なのかということですが、国のほうの指導もございまして、保育の時間については11時間というふうな標準時間で保育を受け入れる体制をという指導もございまして、十分可能なのではないかなというふうに考えております。この辺については、保健福祉課のほうと協議をしながら、保健福祉課のほうを中心になるかと思っておりますけれども、検討していきたいということで現在進めております。

あと、子育て中の保護者の方々の意向を十分反映した形でということでもありますけれども、この点に関しましても今までご意見等を伺っている部分もございまして、その部分で足りないところは改めて方向性が出た時点で具体的にご意向を聞きながら反映をしていきたいというふうに考えております。

もう一点、スクールバスの関係ですけれども、完全に安全かというふうなことに

例えば、絶対とは言えないということで表現をさせていただいております。細心の注意を払いながらということで、乗車するとき、あるいは下車といいますか、降車するとき、必ずついでにということ、チャイルドシートにしっかり座っていただくということで、一番心配なのは運行中の対応でございますので、保護者の方からもそういった運行中の時間帯、耐えられるかどうかというふうなことも十分相談をさせていただきながら運行に努めているということでご理解をいただきたいというふうに思います。ただ、これも万全ではないということで、今後の検討の中で果たしてスクールバスでの継続がいいのか、また違った形での運行、いろんなご意向があると思いますので、そういったことに対してどこまで対応できるのか、その辺総合的に検討していく必要があるかなという考えです、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 町長にお伺いしたいのですけれども、現在の延長時間で私が提案させていただいた時間は可能だというふうに先ほど答弁いただいたのですけれども、近隣の市町村では標準時間が朝7時半から夕方6時半までのところもあったり、私もちょっと調べさせてもらったのですけれども、大体のところは朝7時から夕方6時半まで、延長して7時までというところがほとんどなのです。それで、中頓別町だけ今の時間だとすごく短いというので、今後中頓別町に住みたいと行って来られる若い世代のご家族の方だと、今のご家族の方ってほとんどの方が共働きだと思えるのですけれども、保育時間のことでほかの市町村に、本当は中頓別町に住みたいと来てくれたのに、このことが理由でほかの市町村に流れてしまうというふうなことも考えられると思うのです。なので、保育時間の延長に関しては町長のほうはどのようにお考えか、考えをお聞きしたいです。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今佐藤議員のお話にあったように、こういったサービスが行き届かないがために中頓別町ではない他の地域になんていうことは、あってほしくないというふうな考え方です。むしろ中頓別町こそ子育ての支援に関してはどこにも負けないというふうなぐらいの充実を考えていかなければならないというのが基本的な考え方としてあるというふうにご理解いただければと思います。その中で、保育所として保育時間の延長を、先ほど11時間の標準保育の体制をとるということに向かつての話がありましたけれども、これに伴ってどのような経費の負担増が生じるかというような問題ももう一方で考えなければいけない。だからといってしないということではなくて、さらにそれ以外の時間などについても、保育所の延長というだけではない。あくまでも例えばでありますけれども、ファミリーサポートセンターのような機能を新たにつくって対応するとか、そういったことも含めて子育て支援の保育時間、支援する時間というものをしっかり確保できるように考えていきたいというふうに思っています。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 延長時間のことは理解できました。

あと、スクールバスのことなのですけれども、先ほども申しましたように、今は夏場とか夏休みの間とかスクールバスがなくなるということで、遠方の園児がいる世帯では、バスがなくなるので送り迎えがすごく大変だというふうな声が以前から結構上がっているのですけれども、小中学校の夏休みのときの園児の送り迎えの対応について今後どのように対応していただくのか教えていただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 佐藤さん、回数過ぎています。3回で質問は本当は終わりなのです。それで、今4回目に入ってしまったので、どうしますか、返答しますか。

小林町長。

○町長（小林生吉君） この問題についても、春に就任後、対応がとれないかということで検討しています。先ほど答弁したように、12月に向けて具体的な考え方を告示したいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 回数が超えてしまい、申しわけございません。

それでは、次の質問に移らせてもらいます。町民センターの利用促進について、町民センターは土足禁止のため、スリッパに履きかえなければならない。現状ではスリッパに履きかえて入らなければならないので、高齢者にとって靴を履きかえる作業が容易ではなく、町外の人でも大変驚いています。利用を促すためにも、外靴で入れるようにすることはできませんか。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） ただいまの質問に対して答弁させていただきます。

町民センターは、昭和53年開設以来、原則土足禁止として利用していただいておりますけれども、行事等の内容によっては土足による入館の対応もしてきております。近年は、通常時も靴を履きかえることなく利用したいという方の声も出てきております。また、土足にすることで雨天時や冬期間などの水滴による転倒等を心配する声もあります。その対策といたしまして、玄関に雨水や汚泥対策用のマットを敷設するなど、できるだけ早い時期に従来どおりのスリッパに履きかえての利用のほか、外靴での利用ができるように試行し、その上で何か課題があれば対応を考えていきたいと思います。いずれにしましても、外靴を可能にすることで転倒等の事故につながらないようにしなければならないと考えております。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） この答弁で理解できましたので、ぜひ土足でも利用できるように考えていただきたいと思います。

3つ目の質問に移らせていただきます。パートナー対策についてなのですけれども、6月定例会での質問以降、活動や今後のスケジュールはどうなっていますか。また、現在男性、女性の参加人数は何人いますか、お伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） パートナー対策についてご答弁申し上げます。

この間各団体代表者の方々と新たな交流団体設立に向け2回の設立準備会を開催し、9月17日に設立総会を開催することとなっております。現在新たな団体への参加者を募集中であり、参加者の確定はされていないという状況であります。ただ、準備会段階では男性7名で進めている状況ということでもあります。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） それでは、再質問させていただきます。

設立準備会の関係者から、2回の会議に出たけれども、会議の方向性が理解できないという声もあります。参加者を募集中であると言っていますが、どんな方法で募集しているのですか、お伺いいたします。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 1つは、町のホームページを活用させていただいて募集をかけているのと、あわせて町の旬報等に掲載をするという形であります。今回の部分で確認をさせていただきたいのは、あくまでも今回の交流団体の設立に向けたこの団体の役割というのは、青年たちが自分たちでどういう事業を展開することによって地域の青年たちとの交流ができるかということを考える団体ですので、この団体がその団員だけで何かをするということではないので、その辺はご理解をいただきたいなということです。今回設立総会が開かれて、その段階で青年たちが今考えている地域の男女の青年たちとの交流事業のあり方、それから自分たちがやってみたい事業等を出し合って、それをもとにしてこの組織が準備を進めていくという、そこに改めて事業ごとに参加する青年たちが集うという形になりますので、団体に参加している人だけで何かをするということではないということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 6月の定例会のときにも言ったのですけれども、団体に所属していない方の声かけ等は、そしたら後は設立された団体の人が何をするかによって声かけを行っていくということなのですか、お伺いいたします。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 先ほど申しましたとおり、この団体が計画する事業ごとに参加する方々を募集していくということになりますので、今後もその団体の中に入りたいという方については団体としては拒むところは全くありませんし、できれば女性の方にも参加していただきたいなという考え方はありますが、その中の話し合いの中でも女性がこういう場に参加するのは、逆に言えば参加しづらいのかなというようなご意見もあつたりしております。いずれにしても、ここの団体が計画するそれぞれの事業ごとに地域の青年、男女の青年に周知をして、一人でも多く参加していただけるように交流する機会を持っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 遠藤課長の答弁で理解できましたので、4つ目の質問に移らせていただきます。

酪農後継者の支援についてなのですが、新規就農者には現時点で支援があり、後継者には町の支援がないということで、国の青年就農給付金の対象から外れた後継者もいますので、町独自の後継者への支援を行うことはできないのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 酪農後継者の支援についてご答弁を申し上げます。

本町における酪農業の情勢は、高齢化や後継者不在等による経営離脱も続いており、乳牛の飼養頭数の減少に伴い、生乳生産量も減少傾向にあります。このような状況の中、基幹産業である酪農業を永続的に継続し、発展させていくためには、新規参入者への支援はもとより、青年層の農業者の育成や農業後継者等への支援を充実させていくことは非常に重要なことと認識しております。町長就任後、各農業関係機関との意見交換や青年農業者との懇談会を実施し、本町の酪農業の置かれている課題や農業振興にかかわる助成等の要望等も聞かせていただいております。町としては、限られた財源の中で、酪農業を初めとしたさまざまな産業に対していかに有効な施策を講じられるかという視点に立ち、支援策等を検討していかなければならないと考えております。特に酪農業につきましては、本町にとって非常に重要な産業であることから、農協や農業経営者、青年農業者等の意見を集約する機会を設け、酪農業に対する総合的な支援策を検討したいというふうに考えております。その中で、後継者への支援内容等も含めて協議を行い、方向性がまとまり次第改めて議会や町民の皆様にご説明をしたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） それでは、再質問させていただきます。

農業関係機関と青年農業者との懇談会でどのような要望や意見が出ていますか、お伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今回佐藤議員からのご質問にありましたような青年就農給付金適用外の方も含めて助成ができないかとか、設備の更新ができないかというような、そういった支援策への意見も出されておりましたし、あと前の質問にもありました保育園の送迎の問題とかに関する、若い農業者の方を支援する意味でもそういった対応についても厚くしてほしいというようなご意見もありました。そういった意見に対応するべく、この問題も先ほどの問題も今庁内で検討させていただいているということでもありますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 答弁で理解はできましたので、中頓別町の大切な一番大事な酪農業をどんどん減らしていかないためにも、青年農業者や農協の青年部とかとこれからもいろいろ町長には懇談をしていただいて、困っていることやそういうものをじかに聞いてい

ただけるような時間をこれからも持っていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

これで質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（村山義明君） これにて佐藤さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号7番、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受け付け番号7番、議席番号4番、宮崎です。1問目は、職員採用の状況について質問します。来年度の職員採用と8月末締め切りの社会人枠の応募状況を伺います。また、近年採用人数が急激にふえておりますが、採用枠の決定など職員数の管理は適正でしょうか。特に社会人枠は、以前にも募集されましたが、採用できませんでした。本町にとっての社会人枠の必要性についても伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 職員採用の状況についてご答弁を申し上げます。

おおむね40歳までの社会人枠の募集に対して、8月末の締め切りまでに町内外から8名の応募がありました。例年宗谷町村会試験の採用枠は、定年退職者、自己都合退職者等を勘案し、決めております。当初上級、大卒相当1名、初級、高卒相当1名を予定しておりましたが、民間の採用状況が活況を呈し、再来年度以降も公務員志望者が減少することなどを見込み、上級2名、初級2名としたところであります。社会人枠については、長年にわたる採用停止の影響で職員間の年齢構成にひずみが生まれており、特に30代、40代にかけての年代が欠けていることから、職歴のある社会人を採用し、即戦力となることを期待しているところであります。

○議長（村山義明君） 今町長の答弁で8名と言いましたけれども、7名。

（「7名です」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 7名もの応募者がいらっしまったということで、社会人枠の採用については1名ということでしたが、前回の該当者なしということもあるかもしれませんが、実際に採用者は決定されたのかどうかということが1点。

また、本町にとっての社会人枠の必要性については、30代から40代の職員がいないからということですが、いないのはわかるのですけれども、それを今になって埋めていかなければならない明確な理由というのは、いまいちわからない部分でもあります。もっと明確に、根本的に空白の10年の影響というのはどんなところで感じられたりするものなのか。それがただ単純に人数的にということで、それ以外に影響がなければ新卒採用だけで十分ではないかというふうにも思うのですけれども、ここら辺に関しては、新人というのは最初はわからないことが多いと思いますけれども、どんどん日増しに成長されていくわけですし、そのためにここ数年の新卒採用には積極的に取り組んでおられるのではないかとということについても伺いたいと思います。

現に新人たちの仕事ぶりを拝見させていただく機会というのも私は多いほうだと思うの

ですけれども、同じ部署に長くいる方というのもいらっしゃいますし、初めから専門的な分野を担当している方もいらっしゃると思います。そういった形で1年も働けば、十分戦力という形になっているのではないかなど。それであれば、それは短い期間の話ですから、即戦力になっていると言えるのではないかと。社会人といっても、行政はもちろん、専門的な経験を問わない。今回のような一般職の採用ということでは経験の浅い職員とそんなに大きな差はないのではないかと、この点についても伺います。

それと、10年間の採用停止というのは民間とかではあり得るかもしれないですけども、行政にとっては本来考えられないことではあります。現にあったわけですけども。財政難というのが大きな理由であったのかなというふうにも思うのですけれども、それであっても一人の正職も採用しなかった、このことについては今の新町長としてはどういうふうにお考えになるか、そういう判断も正しかったと思うか、やはりとるべきだったと思うか。その上で、この空白の期間を埋めようとするなら、10年ですから、近年の新卒採用でいうと2名であったり3名であったりということを考えると、20名から30名を採用する必要があるということになりますけれども、そう考えると採用数1名で社会人枠を初めから募集しているというのはちょっと少な過ぎるのではないかとというふうにも思います。この点もいかがかお伺いしたいと思います。

それと、今回の募集の周知についてなのですけれども、広報のお知らせ版であったりとかホームページに掲載されていたというのは確認はしているのですけれども、その他でハローワークであるとか、他の求人機関でも今回の情報というのは取得できたのかという点についても伺います。

あと、水道と建築の技術職員も1名ずつ募集されていると思うのですけれども、この応募状況についても含めて再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） たくさんあって、もし答弁漏れがあったらご容赦ください。

まず、社会人枠の採用の問題に関しまして、まだ最終的な決定はしておりませんが、一両日中には最終的に固めたいというふうに考えております。大変ありがたいことで、応募者も多く、中には大変優秀な方の応募もあったということで、私自身は選考には入っておりませんが、庁内の選考委員、それから庁外の、庁外というのは委託した民間の選考委員の方についても大変高く評価をしていただいた方も応募していただいている状況であるということでもあります。

30代、40代がない空白の10年というか、もう少し時間があって、この影響というのは、1つには組織の中で新しい職員を迎えていきながら組織が人を育てていくというか、そういう機能があって、今40代になった職員は採用から相当長い期間自分より若い世代と一緒に仕事をするという経験をしないで、一番若い職員として働いてきたというようなところもありまして、組織が改めて人を体系的に育てていくシステムとして持っているかというようなところでの弊害というのは、感じないわけではないというふうに思いま

す。それでも、みんな一生懸命努力をして、新人を育てるということでやっていただいているというふうには思っています。

それで、先ほど新人が一定の期間ですぐ戦力になるのではというお話がありましたけれども、そうはいってもなかなか時間を要するところもあるかなと。みんなすごく優秀ですし、前向きで一生懸命なすばらしい若い職員が入ってきているというふうに思っていますけれども、こういった職員がさらに力をつけていくためには一定の人事異動だとか外部での研修だとか、さまざまなことを経て育てていく、そういう時間も必要だというふうに思っています。決して即戦力ではないというふうには申し上げませんが、改めて今空白になっている世代が一定の社会人として働いた経験を持って加わっていただくということは、その経験を新しい組織の中に生かしていただくという意味においても意味があることなのではないでしょうかと、既存の職員にとっても大変刺激になる、そういう効果もあるのではないかとこのように思っているところです。単に行政としての経験だけではない民間としての経験が組織に生かされることを期待しているということもあるということです。

10年間の採用停止、実際に職員をとらなかったことに対する評価と、これは本当に難しいところでありましてけれども、小泉政権下で三位一体の改革の中で地方の財源が本当に大幅に削減されたこと、それはかつて予想だにしないことであり、非常に驚く経験だったというふうに思います。改めて、国の施策によって地方財政が厳しい局面になるということや予測した上で、そうなっても困らないような体制を、財政基盤をつくるということや優先されたというふうに思っていますので、ある意味採用停止したということについてはやむを得ない一面があったというふうに理解をしたいというふうに考えています。

あと、社会人採用1名でいいのかという話もありましたけれども、先ほど言ったように1年で2人ずつとかというように、そんな規模では考えていませんけれども、今後の職員の動向を踏まえながら、さらに今入った職員が実際にどんなふう to 働いてくれて、どういう効果があるかというようなことも検証しながら、その枠をさらに設けて募集するかどうかというようなことは検討させていただきたいというふうに考えています。

あと、周知の方法については、ハローワークやその他の募集サイトなどの活用ということではなくて、町内の広報やホームページ、社会人枠についてはそういう募集の方法だったということでもあります。

あと、水道、建築の応募状況でありますけれども、これは大変厳しくて、今のところ応募はないということでもあります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） たくさん再質問あったのですけれども、全てお答えをいただきました。社会人枠の必要性という部分で、いろんな世代がいるということは人を育てられて育っていくというようなこともあって、民間の刺激というものもあるということで、必要性の認識についてはお答えをいただきました。

ちょっと気になるのは、先ほどの募集について、多分社会人枠以外という新卒採用とかそういうことになるのかと思いますけれども、今回の社会人枠については、私が質問したようにということだと思うのですけれども、町の広報とホームページのみの掲載であったということで、町の広報であれば見れるのは当然町内の方々だけですので、町内の中に若い方がいれば直接見ることができるでしょうし、親とか家族がいれば、そこからどこか違うところにもお伝えはできると思うのです。ホームページというのも、多分見ているのは町内の人が一番多いのかなと、その辺はよくわからないのですけれども、広報にしてもホームページにしても、見れる方というのが結構限定される場所ではあると思います。これは、今回7名ということは十分多いかなと思ったりもするのですけれども、ハローワークなんか活用していればもっとも応募があったかもしれない。そしたら、もっと人材が集まってきてくれたのかなということも考えられます。だから、前回の社会人枠のときにもそういう質問をしたかどうかは余り覚えていないのですけれども、広く募集をしないという形で採用されて、採用される方がまだ決定されていないということで、採用があるかどうかはわからないのですけれども、そういう状況だと採用された方が気の毒だというふうに感じるのです。ちゃんと全道、全国に情報を発信した上で、来てくれた人の中から選びましたということならわかるのですけれども、周知が限定されている中での採用というのは誤解を生む可能性もあると思います。そういうことで、今後についてもそうですし、今回のそういう形というのは誤解を生むのではないかと、私はそういうふうにいるのですけれども、町長のお考えはいかがか、この点についても再度伺いたいと思います。

それと、水道と建築のほうの技術職員を1名ずつ募集されていますけれども、どちらも応募がないという状況だと思うのですけれども、期間としては結構たっているのかなと思うのですけれども、これからももしかしたらあるかもしれないけれども、ずっとないかもしれない。そういうときにどういうふうな対応をされるのか、ずっとない状態でも募集をし続けるのか、新卒採用とか社会人採用とか、そういう形でその部分を埋めていくようなことを考えられるのか、この点についても再度伺いたいと思います。

それと、加えてなのですけれども、最初のほうでご答弁もいただいているのですけれども、町村会試験の採用枠についてなのですけれども、これは退職者数を考えてお決めになっているということで、この退職というのは自己都合もあれば定年ということもあると思います。基本的には正職の方のお話だと思うのですけれども、長く勤められている臨時職員というの結構いらっしゃると思うのです。臨時職員の場合だと年齢的に定年というものがあったりするのかということがちょっと気になったのです。定年があるのか、ないのかということもそうなのですけれども、長くお勤めいただいている方がおやめになるということはその場所が1つぽっかりあいてしまうということだと思いますので、そういったことも採用枠の数として反映されたりするのかということも伺いたいと思います。

それと、今回社会人枠として1名募集したわけですけれども、この1名分というのを、

例えばですけれども、前年度の町村会試験の1次試験の合格者で最終的に採用に至っていない方とかというのもたくさんいらっしゃると思うのですけれども、こういうことで来年度のこととかも考えてお声がけするようなことというのはお考えにならなかったのか。これは、結構年齢の幅があると思うのです。上になると30歳近い方もいらっしゃると思うので、その点も含めて再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、募集方法について、先ほど申し上げましたように広報とホームページという形では足りなかったかなというふうに思っています。もっともっと広く周知をして、より多くの人にこの募集を知っていただくというようなことも重要だというふうに思っています。宗谷町村会のほうにも話をして、社会人枠の採用を単一でやるよりも広くやることで、より伝わるという要素もあると思うのです。そんなような話もさせていただいております。実現するかどうかはわかりませんが、そういったことも含めて幅広く周知をして、より優秀な職員が採用されるようにしていきたいというふうに思います。

水道、建築、技術系の職員については、中頓別町だけの問題ではなくて、どの市町村においても難しいと。民間の建設新聞関係の方にちょっと言われたりもしましたけれども、民間の事業者としても民間で育てた人材を行政にとられるというような弊害もあってというような苦言をいただいたりもしています。どうしても水道の場合、建築もそうですけれども、育てるのに時間がかかるので、今いる職員もそれで異動できないとかというような、そういう弊害もあって、何とか即戦力というか、求めたところでありますけれども、なかなか難しいというような状況でもあり、今後はこの結果の分析ということが必要だというふうに思いますけれども、それによっては新卒を採用して自前で育てていくという考え方に切りかえていく必要もあるかもしれない。その辺は、もう少し時間をいただいて方針を固めたいなというふうに思っております。

あと、募集枠と臨時職員との関係ということでもありますけれども、今の臨時職員の任用の仕方、大変厳しい財政状況の中でやむを得ずこういう形をとっておりますけれども、今のようなやり方を長く続けることが適当かというような問題もありまして、今後臨時職員の対応等について抜本的に時間をかけて見直しをしていかなければならないかなというふうに考えております。いずれにしても、きょうも星川議員の質問などでもご心配をいただいておりますけれども、今の職員数でこれだけの事務をこなしていくのはなかなか難しいところもあって、臨時的な任用の職員の方だとか、違った形の任用形態の人もうまく活用して、事務をうまくこなしていく仕組みをつくっていかなければいけないというふうに考えているところでありまして、そういった対応も今後考えていきたいというふうに思っています。そのことが直接今回職員の採用枠に反映されているかということについては、反省はされていませんけれども、組織としては正規の職員、臨時の職員やその他の任用形態の職員を全体で考えながら職員の採用枠というものを考えていかなければならないという

ふうに考えています。

それと、最後の前年度の1次試験の合格者というようなことについてでありますけれども、今回は30代、40代の社会人経験のある職員を優先してとりたいという考え方がありまして、前年度の1次試験の合格者等については検討していなかったということでもあります。年度の途中で急遽退職者が生じたりとかというような場合についてはそういうこともあり得るといふふうには思いますけれども、今回に関してはそういったような検討はせずに社会人の採用ということとさせていただきます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 宮崎議員の今の質問に若干漏れがあったかもしれません。それで、細かいこととございますので、町長のほうでは承知していないことがあるかもしれません。

まず、募集の仕方とございますけれども、今回社会人枠については年齢制限を設けたと、ブランクの世代を募集したいということもあって年齢制限を設けたということで、ハローワークのほうは年齢制限を設けますと出せないのです。それが1点ございます。

それから、水道、建設の技術職については応募がないというのはそのとおりでございますが、こちらについてはハローワークのほうにも載せたということでもあります。それで、応募がなかったものですから、町のホームページについては常時募集に切りかえをしたということでもあります。それと、この後、ハローワークのほうは8月末で切れておりますので、建築、水道についてはハローワークのほうへ再度載せていきたいといふふうに考えております。

それから、3点目でしょうか、臨時職員の関係で定年云々ということがございましたけれども、正職員については地方公務員法で60歳とはっきりうたわれて義務化されておりますので、今臨時職員は要綱等で任用されておりますけれども、それに倣えば、要綱等の中に正職員を超えてというのはなかなか考えにくいことで、そういった文言をうたうことも検討しなければならないのかなといふふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今ハローワークのほうで年齢制限を設けると出せないというのを知りませんでしたので、大変勉強になりました。

町長もご認識をされていると思いますけれども、優秀であれば、試験なんかも必ず公平に行われていると思っていますので、そういう中で試験官の方がいい人材であると認めた方はどなたであっても採用されるべきだと思うのです。ただ、先ほどちょっと町長からのご提案ありましたが、町村会のほうと連携をしながらということ、ハローワークには出せないという制限がありますから、そこは難しいところですが、広報とホームページだけではなくて、より広い形でぜひ募集を、本当はしていただきたいのですけれども、なかなか現状では難しいのかなと思うのですけれども、できる限り誤解を招くこ

とのないような形でいい人材をどんどん見つけていただきたいなと思います。この質問については以上です。

それでは、2問目の交付税減額に備え、公共事業の削減をということと同いいます。最近山林を見回ると、敷設後使われていない林道がふえています。また、市街地においても、まだ使える道路が掘り返されているように思います。ことし国勢調査が行われると、本町財政の命綱である交付税も人口減により大幅に減少するのではないのでしょうか。これまでの行財政改革で蓄えてきた基金が減っていくのは目に見えております。今後行財政改革、公共事業とどのように向き合うおつもりか、町長のお考えを伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 交付税減額に備え、公共事業の削減をということについてご答弁を申し上げます。

政府は、概算要求基準の基本的な方針で、地方交付税等については経済財政再生計画との整合性に留意するとし、経済財政諮問会議では平成28年度の歳出水準について本年度の地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保するとの概算要求基準を示しております。一方、5年に1度の国勢調査がありまして、現在の地方交付税の算定基礎である1,974人を下回することは確実でありますので、行財政改革に努力し、必要かつ適正な公共事業の水準を維持したいというふうに考えているところであります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 5年前の国勢調査のときの人口が1,974人ということで、現在の人口でいうとホームページに掲載されている先月末での住基人口が1,827人ですから、単純にこの数字になるかはわからないですけれども、前回の国勢調査から150人近く減少したことになります。これは実際に地方交付税に換算するとというか、金額にするとどれくらいの減少になるのかということが1点。まず、人口が150人近く減少していますから、交付税も減少するという事は間違いのないと思うのですけれども、これが幾らかということ。

ですから、行財政改革については当然今後も努力していただきたいと思っておりますし、公共事業の中にも毎年必ず必要な事業というものもあると思っております。例えば道路であったり、橋梁であったり、林道、農道、こういうのは交付税の算定基準になると思うのです。これらを生かして新規に整備したり延長したりすれば、その分は交付税はふえると思うのです。ただ、交付税をふやすためといっても、ふだんほとんど使う人がいないような立派な道が必要なのかということ。もしかしたら、それは事業を行わないほうが将来的に見て節約になるのではないのかということ。それが持続的な需要であるとか、経済効果が見込まれるような事業であれば、それは一石二鳥だと思うのですけれども、ただ町内の業者が行う公共事業であっても、町外の業者がそこに入ったりもするわけですし、その費用というのが100%町内の経済効果につながるかといったら、そうでもないと思うのです。それというのは、一般の住民の皆さんにとっては余り実感できるものではない。ですから、公共事業も必要

ですけれども、それ以前にまずは住民サービスの向上というものを優先するべきではないかということ。公共料金や、例えば介護保険料、こういうものの値下げであったり、使用料、手数料などを無料化するとか、そういった住民サービスの充実を、誰もがまずは恩恵を受けられるようなことを図ることによって人口の流出、減少を抑えて、交付税の、今回は減少すると思うのですけれども、今後も減少していくことに備えていくことを優先すべきではないかということで、再度お伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） まず、交付税のことをございますけれども、人口が今計算しますと147人、約150名減るということでありまして、ことしの交付税額が20億5,511万2,000円ということをございますので、今使っている人口は5年前の国勢調査の人口で法定人口で1,974人ということで、単純に割り返せば104万1,000円というような数字が、1人当たりの額が出るわけですが、これに147人を掛けますと1億5,300万円というような膨大な額になるのですが、そうではなくて、人口を見る部分と、それから議員もおっしゃっていましたが、学校であるとか、あるいは道路であるとか施設に係る部分、これらの費目に分かれますので、実際試算をしてみますと恐らく、今現在のことしの費目で全く同じ条件だということになりますけれども、減るのは3,600万円ぐらいではなかろうかなということになります。ただ、これが、多分来年2月だと思うのですが、確定した法定人口でそれが5年間続くということになりますから、5年にその額を掛けますと相当大きな減額になるのかなという気がしております。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 公共事業より住民サービスの向上優先という考え方は、おっしゃるとおりというふうに思います。行政の施策の中でしっかり優先度を持って、不要不急の事業を優先して取り組むということが基本であるというふうに思っていますし、何よりも今最大の課題である人口減少に至らないための住民サービスの基盤をしっかり充実させるということを最優先にするという考え方は、私も全く同じ考え方に立っています。その上で、経済、農業、商工業、建設業を含めて地域の経済をどういうふうに底上げできるかということも考えていくように努力をしたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今お答えいただいたように、必要な事業についてはぜひやっていただきたいと思いますし、町長も住民にとってのサービスというのがまずは優先されるべきだというお考えをお持ちだということもわかりました。交付額の減少の現状の算定で3,600万円ということで、思っていた印象よりは少なかったなという感じですが、アパートが1つ建つような金額、それでも高額でありますので、こういったものをぜひ少しでも、減少は間違いなくしてしまうと思うのですけれども、今後の5年ごとの減少であったりということを少しでも減少率を抑えていくように、まずは人口対策をぜひ、それは

公共事業も含めて連携してやっていただきたいなと思います。

この質問については以上です。

○議長（村山義明君） それでは、一般質問の途中ですけれども、議場の時計で午後 2 時 20 分まで休憩したいと思いますので、その後続けたいと思います。

休憩 午後 2 時 12 分

再開 午後 2 時 20 分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

一般質問を続けます。

宮崎さん。

○4 番（宮崎泰宗君） それでは、3 問目の廃止されるバス路線への対応と現状について質問します。

廃止されるバス路線への対応として、猿払村または浜頓別町から乗り合いタクシーを運行する計画になっておりますが、中頓別町民にとっては町単独のバスまたはタクシーが運行できれば、それで十分というふうに考えます。経済効果が見込まれない本町としては、無駄な共通経費を負担する必要はないと考えますが、いかがでしょうか。

また、わずかに 6 キロメートルが残される本町の宗谷バス路線の負担割合も納得できる内容ではありませんでしたが、その後どうなったのでしょうか、伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 廃止されるバス路線への対応と現状についてであります。

路線バスの運行をしていく上で一定の共通経費の負担はやむを得ないものと考えますが、その具体的な割合については本町と他 3 市町村で考え方に違いがあるところであります。新たな 2 系統分割案における各自治体の負担割合については、当町からの要望内容を伝え、関係市町村に検討していただきましたが、了承していただくには至っていないということでもあります。時間的な制約から、3 市町村の考えを受け入れざるを得ないと判断をいたしまして、今後住民説明会に臨んでいきたいというふうに考えているところであります。ただし、その負担を長く続けていくことはできませんので、将来に向けて抜本的な路線再編を検討していくことを強く求めていくことにしました。今後は、4 市町村で精力的に次の段階に向けた検討に取り組むこととあわせて、町として町民本位に持続可能な地域交通の確保に向けた独自の検討をしていかなければならないというふうに考えているところであります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4 番（宮崎泰宗君） まず、共通経費についてですが、今あるバス路線の再編案でいうと均等割ということになるのかなと思います。私は考え方がどうこうではないと思っています。中頓別町の負担は、距離にすればわずか 6 キロであって、本数も一番少ないと思

います。住民にとっては、バスが走れば走るだけ便利なわけです。たくさんバスが走ったほうが。そういうことを考えれば、中頓別町が一番不便であることは、これは今までと何ら変わらない。だから、そういう考えからいけば、均等割なんて必要ないというふうに私は思います。実車走行割100%というのが本来が一番平等な形だと私は考えているのですけれども、にもかかわらずというか、ほかの3市町村が主張しているのは均等割と実車走行割のバランスは最低でも50対50だと、フィフティー・フィフティーだと。それどころか、半々にするというのも、最初は均等割が9割に対して実車走行割が1割という割合から始まる5年間の経過措置を設けると。はっきり申し上げて、私からすればこんなのは中頓別町にとっては到底納得できる内容ではありません。先日の常任委員会でもそういう意見をお持ちの方が多かったというふうにも私は思っています。ただ、音威子府村のように、言い方は悪いかもしれませんがすけれども、一抜けたではなく、近隣市町村との関係性を考えて、実車走行割が限りなく100%に近いのがベストだと思いますけれども、そこまでいかななくても、この5年間の経過措置というのを3年に短縮することであったり、割合を半々でとめるのではなくて、年数がかかっても実車走行割を100%という方向に近づけていくなどの内容に改善されなければ、路線再編案は私としては認められないし、それが中頓別町議会が先日常任委員会を行った上で議会として示された意思なのではないですか。このご答弁からすると、前回の内容というのは受け入れられなかったということなのか、それでよろしいのか。だとしたら、それは中頓別町から関係性を壊すようなことにはならないと思うのです。ですから、そういうことなら脱退もやむを得ないと、それぐらいの覚悟がなければ、交渉にならないと思うのです。要求をのまなくても中頓別町は脱退しないと思われているのではないのか。たった6キロの距離でさえこの町は自力で住民の足になれない町なのかと、力のなさを町民の皆さんには嘆かれるのではないかなというふうに思います。

乗り合いタクシーに関しても、町長の公約にも執行方針にもあったと思いますけれども、最初は自宅まで送り迎えをするという、今まで以上に便利になるという報道があったりとか、そういうお話だったのです。これがその後は既存のバス停の範囲を超えないようにというふうになって、今となってはそれすら難しいのではという話になって、私としては予想どおりかなと思って、どんどん不便になっていないかということ。それと、時間的な制約から受け入れざるを得なかったということですが、これまでも十分時間が私はあったと思いますし、計画が実行に移されるまで、現在でも1年あるわけですよ。これは、中頓別町独自の交通網をそれまでに確立することというのはどうしても不可能なのか。不可能だとなるのだったら、1年後というのは難しくても、今からそういう動きをしていけば1年は無理でもその次の年、2年後までには可能かもしれませんよね。ですので、早急に独自の交通網を確立していただいて、乗り合いタクシーも含めて、負担割合の高い現在の案というか、その路線から脱退すべきではないでしょうか、少しでも早く。これらの点について再度伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 宮崎議員がおっしゃることについては、基本的なところでは本当に同じ考え方に立っています。5月に就任した当初、天北線の問題の協議会の事務局の方が来られた際も、町の基本的な考え方は実車走行距離によるべきだろうという考え方を申し上げてまいりましたし、その後私どもの意見を踏まえて、8月までは会議を開くのも多分難しかったのだというふうに思います。均等割、実車走行割、100・ゼロでないにしても、均等割の割合が可能な限り少ないことがなければなかなか理解は難しいというお話も申し上げてきたところでありまして、首長が集まった会議の中でも、私の力不足もありますけれども、ご理解をいただくことはできず、その際、あくまでも非公式だけれども、共通経費に当たるものと走行割合によるものということで経費も区別ができるというようなお話もあって、正式な提示ではないということは事務局のほうで申し込んでいたけれども、それでバス事業者が国に補助申請している経費の割合を分けると、共通経費に当たる部分が4割で走行に関する部分が6割程度になるというような参考資料をいただいたということでもあります。正直その資料を見ても、なぜこれが共通経費なのかと、実態としてはもう少し走行割合のほうにあるのではないだろうかというような疑義もありましたけれども、最低でも今の出発点としては40・60にならないかということと、経過期間についても3年間とかというような短縮にならないだろうかというようなことを再度申し上げたところでありまして、結果としてはそうならない。ただ、3年間での経過措置については、今もう少し検討の余地があるというようなことでありますので、どうなるかということかなというふうに思います。

答弁で申し上げました時間的な制約ということでもありますけれども、これは本町も参加した新しい2系統分割案がこの3月までに検討されてきたということでありまして、来年の10月のスタートを目指す。もし本町がそこに入らないという話になると、残る3市町村も全く新たにそれに備えた検討をゼロからやらなければいけないか、まるっきり今までどおりにやるかという、そういう選択になるということで、来年に向かってそういうふうにはなかなかならない。今までどおりやるという選択肢はあるとは思いますが、新たに組み直したものを考えるというのは時間的に無理があるというような、そういうような意味であります。それで、スタートはするけれども、できるだけ早い段階で町としても4町村の枠組みでもう一回検討し直せないかということ強く求めていくということもあわせて、先ほど宮崎議員も脱退の覚悟というお話ありましたけれども、これも根拠なく空威張りしてもしようがないと思いますけれども、選択肢がゼロではないというふうには私は思っています。乗り合いタクシーで特急接続ができれば、残るは高校の通学バスの問題が専らになりますので、今均等割というか、今の割合50・50の割合でいくと、この路線バスの部分が1,100万円ぐらいなのです。その経費の範囲内でそういったことが可能であれば、町にとっては十分に選択の余地としてあるのではないかというふうに思います。路線というものも非常に大事でありますし、そのことは重視したいというふうに思っ

ていますけれども、まず4市町村でこの問題の見直しをしっかりと図っていくということを踏まえつつ、一定の覚悟を持った対応検討も町独自で進めなければならないという考え方に立っているということでご理解をいただければというふうに思います。

乗り合いタクシーの問題は、これとあわせて今患者送迎バスであるとか、タクシーの助成だとか、スクールバスなどもありますので、こういったものを含めた形で地域の中の交通弱者の方が今よりも便利に感じてもらえるような、乗り物が小さくなった分そういったふうに感じてもらえるような仕組みを考えていかなければならないというふうに考えているということでありまして、それを含めた検討を庁内で進めていきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 決して主張が通らなかったというのは町長の力不足とかではなくて、中頓別町は正当な最低限の主張をされていると思います。実情としては、負担割合は中頓別町は短くなるわけですから下がるわけですがけれども、ほかの市町村は基本的には増加するというところも側面として当然あるのかなというふうに思うのです。ただ、天北線の代替輸送、宗谷バスというものの再編案によって住民の皆さんを今までよりも不便にできてしまっているというのが自治体としての務めであると思いますので、これからの説明会に臨んでいかれるということで、しっかりと説明をしていただいて、意見も聞いていただいて、ぜひ早急に、今既存の中頓別町の交通網と言ってもいいと思うのですがけれども、そういうものと組み合わせることであったり、全く新しいものであったりということをご検討をいただいて、脱退というようなことも視野に入れつつ、そういったことをできるだけ早急によりよいサービスが提供できるように動いていただきたいというふうに思います。

この質問については以上です。

それでは、4問目、最後ですけれども、南宗谷福祉会からの住宅寄附について伺います。定住促進住宅整備事業との名目で8月に南宗谷福祉会から共同住宅の寄附を受けていたようですが、その際寄附採納審議会は開催されたのでしょうか。ご当選以来、何度も議員を集められ、議会の意見を大切にされてきた町長がなぜ本件に関しては一言の相談もされなかったのか。寄附行為を助長し、固定資産税の減少に拍車をかける可能性があり、慎重な判断が必要ではなかったのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 住宅寄附の問題についてご答弁を申し上げます。

南宗谷福祉会の共同住宅1棟4戸、旧信金住宅については、雇用創出、定住促進に向けた住宅を確保するため、6月上旬に町から南宗谷福祉会へ譲渡の要請を行い、7月21日付で南宗谷福祉会から寄附の申し出をいただいて、8月11日付で受納したという経過があります。寄附採納審議会については、町から譲渡を申請した上での寄附申し出であったということで、うかつではありましたが、開催をしていなかったということであり

ます。6月定例会のいきいきふるさと常任委員会で看護師住宅建設の質問に対する答弁の中で、南宗谷福祉会と共同住宅の譲渡について調整中であるのご答弁申し上げておりました。寄附の受け入れに関し詳細な説明はいたしておりませんが、雇用創出、定住促進のため住宅施策として受け入れしようとしたということでありまして、説明不足でありますけれども、何とぞご理解をいただければというふうに思います。また、譲渡されたことに伴い、固定資産税収入はなくなりますが、共同住宅を活用することによって公営住宅等を新築した場合と比較すると大幅に町費負担が減少するというようになります。

今回の寄附は、町から譲渡を要請したことによるものですが、その他の寄附については寄附採納審議会設置要綱に基づいて慎重に寄附採納の是非を判断していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 官崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） まず、寄附採納審議会についてですけれども、町からお願いをして譲ってもらうのだから、今のご答弁からすると開催する必要はないというような認識を私はしたのですけれども、町から要請したことであっても、寄附を受けるという形に変わりはないですね。また、審議会の設置要綱によりますと、寄附を受けようとする場合、一般的な寄附を除き、審議会を設置するとあります。一般的な寄附の中に物件でいえば事業用地、土地というのは含まれておりますけれども、更地というふうにされています。今回は建物と土地ですから、一般的な寄附ではなく、町から要請したことであってもやっぱり審議会を設置しなければ寄附を受けることはできなかったのではないかとということ。

それと、これも要綱ですけれども、審議会の委員はまちづくり推進課長、産業建設課長、保健福祉課長、教育次長、総務課参事、産業建設課参事、寄附の申し出を受けた所属長ということであって、審議会の庶務は総務課が処理するというようなことになってはいますけれども、時間的な余裕ということもまたあると思うのですけれども、皆さんにお集まりいただくというのはそんなに難しいことなのかなというふうにも感じてしまうのです。審議会が開催されなかったというのは、この点いかがか。現にこの場に皆さんいらっしゃると思うのですけれども、つまりそのぐらいの時間は十分あったのではないかなというふうに思います。一般的な寄附であっても、疑義がある場合は同じであるというふうにもなっていますから、なかなかそういう機会ってないと思うのですけれども、寄附を受けないからこそ、頻繁にすごくあるのだったらと思いますけれども、本当にこういうことってないからこそ、その都度開催するにこしたことはないのではないかとということについてもいかがか。町長、担当の職員とかはもちろんですけれども、寄附を受ける動きがあるようなことというのは、同じ役場の方々だったらわかって当たり前なのではないかなと思うのですけれども、それで委員になっている役職があるわけですから、それでも誰も審議会を設置しようとしなかったとなると、何かあるのではないかなと、またこれも誤解を生んでしまうのではないですかということ。

まずもって、寄附採納審議会の設置という手順を踏み外しているのだと。この後の一般

会計補正予算の審議以前の問題だと思います。私にはこのご答弁では審議会の必要性がなかったというふうには到底思えませんし、例えば常任委員会付託とかにもなっていないですから、深い疑問ですから一般質問で通告したわけであって、審議会の設置というのが本当に必要なかったのか、納得できる説明が再度可能かどうか伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） この件に関して議員から疑義を出していただいて、端的に申し上げますと私自身寄附採納審議会、本当に端的に言えばこの存在そのものを失念していたというところがございます、ご指摘をいただいて、あつというふうに思ったという、大変お恥ずかしい話でありますけれども、そういう経過であります。決して勘ぐられるような不都合があつて開かなかったというようなものではなくて、大変お恥ずかしい話です。本件が採納審議会にかけなければならないかどうかというところについては、庁内の中でもちょっと意見は分かれましたが、そういう疑義がある以上はやはり基本的に開催するほうが透明性が高いというふうな判断をしております、この件についても検討したのですけれども、担当課である総務課長と産業建設課長と私と3人で話をいたしました。最終的な結論としては、もう寄附を受けて採納した後でありますので、会議という形はとっていませんけれども、会議のメンバーについて、寄附を受けることの可否というか、稟議で回して、そういう手続をとらせていただいて事後対応していると。

今後については、こういう疑義が生じないように、問題となるものはもちろんあれですけれども、なり得るかもしれないと疑義があるものについても全て寄附採納審議会に諮っていくというような手続をとりたいというふうに思っております。本当にお恥ずかしい話でありますけれども、そういう事情だったということでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今町長から正直にお答えをいただきまして、人ですから、誰でも大切なことを忘れるということはあることですから、それが大変な罪と言われたら私も困るようなこともあったりもしますけれども、町長が忘れて、ちょっと存在に気づけなかったというところはあるけれども、一応要綱として平成14年からあるのかな、あるわけですから、存在をご存じの方は委員になっている方とか、ほかの方はいらっしゃると思うので、そういうところと言えないという部分もあるかもしれないけれども、なかなか言いづらいというところもあるかもしれないですけれども、そういうところをちゃんとほかの方も言ってあげないといけないし、町長もこの存在に気づけなかったというのはやっぱり責任としてはあると思うのです。ですから、町としては採納審議会を意図的に開かなかったのではなくて、開く手順というのを忘れてしまったような形であるということで、存在に気づいたときには設置が必要ないというふうには思われていないのかなという、今のご答弁で印象を受けたのですけれども、この件についてはまたこの後の議案審議なんかでも皆さん判断されるべきことだと思います。

これは、今は審議会のことについてですけれども、旧長寿園住宅、もう既に採納されて

いますので、町のものになったわけですがけれども、この必要性についてはどうだったのかなということ再度伺いたいと思うのですが、今回の寄附というのは町からお願いをしたことであるというのは、事実そういうふうにお答えをいただいています。ただ、何か強調されているような感じは受けたのですが、例えば法人としては手放したくない物件だったのか、町からお願いされて、いたし方なく寄附することにしたということなら、町の今町長に正直にお答えいただいたような手順等が問題であって、これもこの後の議案審議で議員の皆さんがどう判断されるかですが、私はこれはもう何年も前から法人が取り壊そうとしていたのではないかなと、そういう話は聞いていた記憶があるのです。この点町としてはどういう認識を持っておられたのか。

また、この住宅というのは第3町内に当たると思うのですが、住宅地の中にあるわけですが、土地がすごく狭いです。冬の除排雪等が大変不便であって、かなり道路にはみ出して雪投げをしなければならないというような問題もあるというふうに聞きます。また、大変古い住宅であって、本当に金額的にも取り壊して新築するような改修になるのではないかなと思うのです。そういうもので空き家利用という事業として成立するのかどうかということについても伺いたいと思います。

そうすると、何のために例えば以前に制定された民間アパートの助成条例が定められているのか、町有地を売却するということであったり、民間アパートが新たに建設されるといこうが町費負担はさらに抑えられて、新たな固定資産税の獲得にもつながるわけですよ。町住宅の改修というのは、既存のものがあるわけですから、それで十分だと思います。同じ町民でありながら、市街地でも水洗化されていない住宅に住んでいる方もいるわけですし、そのために入居者が決まらない中というものもあると思う。どんどん取り壊されてきているというのが現実だと思いますけれども、そういう問題というのを置き去りにしてしまって、わざわざ固定資産税をなくす事業に手をつける根拠というのがどこにあるのかということについてもお伺いしたいと思います。

最初のご答弁にもあるのですが、今の固定資産税の関係なのですが、固定資産税はなくなるけれども、町費負担が抑えられるというのは、私は何かすりかえだと思うのです。私は全くの別物だと思います。行政の基本というのは、いつだって税の賦課徴収であることに変わりはないと思います。固定資産税を失うことがわかり切っている事業ですから、多面的な意見というのは、寄附採納審議会という存在に気づかなくても、税務であったりとか、いろんな職員間でもいろんな面から慎重に判断する必要があったのではないかと、再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 最初については、この住宅が南宗谷福祉会にとってどういうものだったかということです。これについては、南宗谷福祉会としてもいずれかの時点で取り壊しをしなければならないというふうにお考えになっていたというお話については、私も聞いているということです。ただ、それをもって救済的に手を差し伸べたということでは

決してなく、5月か6月だったと思いますけれども、とにかく今年度住宅が足りない状況になっていて、何とか一定数をこの年度中に確保したいというような庁内関係課が集まった協議をしています。その中で、最初の段階では教員住宅については補助の採択が難しいというような話でもあったのですけれども、後からそれがついたので、補正して今建設中でありましてけれども、あと看護師の宿舎4戸は前もって計画があったので、これを進めるということで、その後民間のアパートを建てるとというような可能性がないかということや、新たに住宅を建設する際の補助制度などがいいのか、総務省系の補助だとかも含めてないだろうかというようなことをいろいろ検討した結果、なかなかそういうものもなくて、であればこの住宅、南宗谷福祉会のほうで将来処分しようとしているものであれば、町が取得して改修することで新たに建てる費用よりはかなり安く建つことができますし、補助制度も活用することによって、一定の家賃を設定すれば当初町単費で持ち出したお金もいずれ家賃収入として回収することもできるのではないだろうかというようなことを含めて、この住宅をいただいて改修していくという施策がより財政的にもいいのかなというような判断をしたということで、この共同住宅の財産の処分について担当課のほうに南宗谷福祉会と協議をしていただいたというような、結果としては売買ではなくて寄附をしていただける。もともと取り壊そうと思っていたことを考えれば、その費用を負担しなくてよくなったというようなことも当然あるのかなというふうには思います。

そういう中で、検討時間も十分でなかったという点や、その経過等について最初の質問にありました相談というような形でしっかりお伝えできていなかったという、そういう点は反省をさせていただきたいと思いますけれども、ことしやるべく段階ではこういうやり方が一番よかったのではないだろうかというような判断をしたということでご理解をいただきたいというふうに思います。

あと、税と費用の関係、何か資料ある。

(何事か呼ぶ者あり)

○町長（小林生吉君） 固定資産税の減収と住宅建設に係る費用の問題、別物として考えるべきだというのはおっしゃるとおりだというふうには思います。ただ、いずれ南宗谷福祉会も取り壊せばそもそも税収がなくなるというようなこともあったのかなというふうには思います。ただ、おっしゃるように、一番いいのは民間の活力で住宅を建てていただくということがいいというふうに思います。その点については、今後の住宅確保の中で優先して考えていきたいというふうに思いますし、町内金融機関や商工業者の方などとも相談しながら、そういう住宅供給が実現するように努力をしていきたいというふうに思いますので、ご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 住宅の不足というのを町長も大変危惧されているということは理解できます。実際に、この後によると思いますけれども、改修事業というものが実現したとしても、実現して新たな町住宅が生まれるとしても、今回南宗谷福祉会という法人から

の寄附であって、受けたのが町であると。例えばこれに関係する町の職員だったり、南宗谷福祉会の職員住宅のようなものになってはいけないと。もう既にそういううわさが出ています。それは当然だと思いますよ、いろんな話が変わるわけですから。うわさというのはどんどん変わっていきますから、そういうことが出るのは当然だと思うのですが、うわさどおりにならないように、実現したとしても気をつけて活用について考えていただきたいというふうに申し上げて、私の一般質問について終わりたいと思います。

○議長（村山義明君） これにて宮崎さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 2時59分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎発議第6号

○議長（村山義明君） 日程第9、発議第6号 中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

細谷議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（細谷久雄君） 発議第6号 中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてご説明申し上げます。

改正の要旨をごらんください。今回の改正は、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、昨今の社会情勢を勘案し、国会、都道府県議長会、市議会議長の規定などを参考にし、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものです。

それでは、議案を読み上げて提案いたします。発議第6号。

平成27年9月16日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会運営委員会委員長、細谷久雄。

中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則。

中頓別町議会会議規則（昭和40年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

第2項、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

以上、簡単ですが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第6号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号 中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。

◎発議第7号

○議長（村山義明君） 日程第10、発議第7号 中頓別町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

細谷議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（細谷久雄君） 発議第7号 中頓別町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてご説明申し上げます。

改正の要旨をごらんください。今回の改正は、議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関して、昨今の社会情勢を勘案し、国会、都道府県議長会、市議会議長会の規定などを参考にし、つえを削除するものです。

それでは、議案を読み上げて提案いたします。発議第7号。

平成27年9月16日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会運営委員会委員長、細谷久雄。

中頓別町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について。

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

中頓別町議会傍聴規則の一部を改正する規則。

中頓別町議会傍聴規則（昭和39年議会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「、つえ」を削る。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

以上、簡単ですが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第7号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号 中頓別町議会傍聴規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号

○議長(村山義明君) 日程第11、議案第36号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長(小林生吉君) 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、和田総務課長から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 和田総務課長。

○総務課長(和田行雄君) それでは、議案第36号でございます。議案の7ページをお開きいただきたいと思います。議案第36号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年9月16日提出、中頓別町長、小林生吉。

11ページをお開きいただきたいと思います。改正の要旨でございますが、平成27年10月1日に機構改革を行い、各課の事務分掌を改正するものであります。本件につきましては、総務課総務グループ配付の資料がございます。その2枚目に平成27年10月1日機構改革に向けた検討資料として図式化をされているところであります。簡単に申し上げますと、現在の4課を3課1室とするもので、平成20年に設置されたまちづくり推進課を廃止し、同課で所管していた企画部門を新設する政策経営室に引き継がせ、同時に総務課総務グループから財政部門を同室に移すものでございます。また、まちづくり推進課が所管していた環境政策、交通安全対策など町民生活に係る部門、保健福祉課の廃棄物など環境衛生部門は総務課住民グループへ、商工観光労働部門を産業建設課へ移管するものでございます。

8ページから9ページの改め文を読み上げてのご提案とさせていただきます。中頓別町課設置条例の一部を改正する条例。

中頓別町課設置条例（昭和48年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第2条を次のように改める。

第2条 各課の分掌事項は、次のとおりとする。

第1項、総務課。

第1号、議会に関する事。

第2号、文書の管理に関する事。

第3号、行政組織に関する事。

第4号、行政相談に関する事。

第5号、国、道及び他市町村との連絡調整に関する事。

第6号、広域行政に関する事。

第7号、職員の人事、給与及び福利厚生に関する事。

第8号、職員の研修に関する事。

第9号、表彰に関する事。

第10号、防災に関する事。

第11号、情報施策の企画及び総合調整に関する事。

第12号、電子計算機によるシステムの確立に関する事。

第13号、他の課等の所管に属さない事項に関する事。

第14号、戸籍、住民基本台帳及び印鑑事務に関する事。

第15号、証明に関する事。

第16号、国民年金に関する事。

第17号、税の賦課及び徴収に関する事。

第18号、固定資産の評価に関する事。

第19号、広報、広聴に関する事。

第20号、統計に関する事。

第21号、環境政策に関する事。

第22号、環境衛生に関する事。

第23号、パートナーシップ、町民活動の支援に関する事。

第24号、交通安全及び防犯に関する事。

第25号、総合計画及び重要な施策に関する事。

第26号、地域振興に関する事。

第27号、男女共同参画に関する事。

第28号、予算その他財務に関する事。

第2項、産業建設課。

第1号、農業の振興に関する事。

第2号、林業の振興に関する事。

- 第3号、土地の改良に関する事。
- 第4号、消費者の保護に関する事。
- 第5号、観光及びツーリズムに関する事。
- 第6号、商業及び工業に関する事。
- 第7号、労働に関する事。
- 第8号、土木に関する事。
- 第9号、建築に関する事。
- 第10号、市街地の整備及び計画に関する事。
- 第11号、道路、河川、橋りょう等に関する事。
- 第12号、冬期間の除排雪に関する事。
- 第13号、上水道の計画及び施設の維持管理に関する事。
- 第14号、水道会計の予算、決算及び経理並びに料金の徴収に関する事。
- 第15号、下水道の計画及び施設の維持管理に関する事。
- 第16号、下水道会計の予算、決算及び経理並びに料金の徴収に関する事。
- 第17号、庁舎の管理に関する事。
- 第18号、町営住宅に関する事。
- 第3項、保健福祉課。
 - 第1号、社会福祉に関する事。
 - 第2号、社会保障に関する事。
 - 第3号、福祉事業に関する事。
 - 第4号、国民健康保険（保険税の賦課及び徴収に関する事を除く。）に関する事。
 - 第5号、介護保険に関する事。
 - 第6号、高齢者福祉に関する事。
 - 第7号、保健予防に関する事。
 - 第8号、健康相談、保健指導に関する事。
 - 第9号、その他医療に関する事。

附則でございます。この条例は平成27年10月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 町長に基本的なことだけ聞きます。

機構改革については町長の専権事項とも言えることで、特に町長が新しくなって、新しく行政機能を高めるための手段としての機構改革であると、これはそう思います。ただ、離れたりくっついたりするような、単にそれだけのことではないと思うので、狙いというか、その辺だけは1つ聞きたいと思ったのは、さきに一般質問でも星川議員からいろいろ、個人的な意見で町長になったような気持ちで言っているみたいなどころもあったけれども、

それはそれで思いであるからいいので、私も個人的に言えば思いはあるのだけれども、ちょっと心配だったのは、星川議員も言ったように、かつて私も企画課長を2回やっているのです。そのときに町長に言ったのは、特に企画課を新設するときには私は課長をやったものだから、財政はくっつけてくるなど、これは当時町長に言いました。というのは、企画、計画、PDCAを進める上において、発想として財政がくっついてくると制限されやすという、そういったところがどうしてもあるのです。そこで、当時も各町で企画と財政がくっついているところが結構ありました。でも、担当者は、それぞれ役割は分かれていますけれども、非常にやりにくい部分があると、財政を考えたら物は考えられないところがたくさん出てくるという言い方は、私も2回の企画課長を担当して、それは感じておりまして、私はそういう意味では幸せだなと、私どもの職員のいろんな発想をまずは具体化し、計画化していく、当然費用対効果は見なければならぬわけだから、財政のことを考えないわけではないけれども、しかし考える発想の邪魔にはならないようにするのが企画の考え方であったわけです。

それで、今回はたまたまそれが一緒になった。ただ、一緒になったからといって係が一緒だということではなく、それぞれ担当分野は別だということもわかりますけれども、そういうおそれのある企画の制限というか、規制にならないかどうか、その辺がちょっと心配であるというのは星川議員も一般質問で言うておりましたけれども、もう一度その辺を確認したいことと、町長が機構改革をして、これが一番いいのだと思ってやるのだらうと思うけれども、もしだめだったらまた直しますか、そのぐらいの覚悟でやったほうがいいかなと思って伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 本当にご心配をおかけすることになっていて申しわけなく思いますけれども、ご心配いただいている企画と財政の関係でありますけれども、常に財政を意識して仕事をするという基本を持ちつつ、一方で大胆にアイデア、発想を出していかなければならないと、その両立が求められているというふうに思います。これは、その中の政策経営室という形になると思いますけれども、運用の問題というふうにあると思いますけれども、人事を含めて、そうならない工夫をしていきたいというふうに考えています。一方で、新たに産業建設課の中には商工観光、農林業振興というものが一つになって、6次産業とかいうことも含めて、こここそが新しい大胆な発想を生み出していく、それから住民サービスに係る保健福祉課だったり、それから住民グループだったり、そういうところがより住民の皆さんのサービス向上につながるような発想をどんどん出していくというような運営体系になっていくことを期待していきたいと。その中で本当に特命的な重点施策を政策経営室の中で主導してつくっていくということは当然あると思いますけれども、先ほど申し上げましたように両立できる運営になるように取り組んでいきたいというふうに思います。

あと、機構改革、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、本当にベストでこれが絶

対というものはないのだというふうに思っています。そのとき、そのときの重点の中で形を変えていくという要素がどうしてもありますので、私もこれが絶対唯一のもので、絶対変えないとかということではなく、今この機構改革の目指す初期の考え方、それを実現すべく最大限努力をしていきつつ、組織の考え方は新たなものが生じた場合については直していく、変えていくこともあり得るというふうに、失敗だったら、変にこだわることなく、それはもちろん見直さなければいけないというふうに思いますけれども、私としてはこういう形をとることが今目指そうとしている仕事をしていく上では最善の形であるというふうな思いで提案させていただいておりますので、ぜひご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今の東海林議員の質問に対するお答えもそうですが、機構改革というのは常に考えていく必要があると思います。先ほどの星川議員の一般質問でいろんなことが質疑応答されましたけれども、平成20年に新設されて、小林町長が初代の課長を務められた本町で最も新しい課であるまちづくり推進課というものが簡単に言うと消滅するという、そんな簡単ではないかもしれないですけれども、簡単に言ってしまうとそういう改正案であるわけですがけれども、課長は今の課長でまだお二人目というところだと思っておりますけれども、それぐらいまだ短い、歴史の浅い課であって、当初から正直なことを言うと、それって本当に必要なのという声もあったと思うのです。当初もつとすごく多かったかもしれない。今でもそういう声はもしかしたらあるかもしれないですけれども、だんだんみんながそういうふうに思いながらもなれてきたと思うのです。今の状況にどうか。だから、そういう中で7年半になりますか、維持してきた課をこんなに短命で終わらせていいものか。機構改革の必要性というのは私もわかりますけれども、一番迷惑をかけるのは住民なのではないかなと、職員の皆さんももしそういうふうになったら最初は混乱するかもしれないけれども、住民の皆さんが一番混乱するのではないかと、迷惑をかけてしまうのではないかと、今までまちづくり推進課の事業にかかわってきた人たちは、こうやって説明としてはありますけれども、では今度は誰に聞いたらいいのだ、どこに行ったらいいのだというところが実は一番重要なのではないかなと思うのですけれども、その点については町長、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） おっしゃるとおり、住民の皆さんが窓口などについて混乱が生じてはいけないというふうに思います。最初から全く何も迷惑かけないというのはなかなか難しいところがあるかもしれませんが、周知をするとともに、当面は窓口の案内体制とか、その辺にも配慮して混乱が生じないようにしたいというふうに思います。ただ、先ほども申しあげましたけれども、住民のサイドから考えても、窓口を少なくしていく、さらに今後ですけれども、保健センターと役場とでまたがっていかなければいけないようなこともありまして、これらも何とかワンストップで対応できるようなことも考えていか

なければ、そういう窓口改革も検討に挙げて進めていかなければならないというふうに思っています。それらも含めて、住民の皆さんが対応すべき窓口に混乱が生じようになり対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） もう言うなと言われましたけれども、1点だけ。

東海林議員の言うことも私はわかりますし、町長の言うこともわかりますけれども、せっかく4課で今まで築いてきた課を、新町長体制でせめて1年間でも経過して、それだったらやっぱり不都合だなと、職員の配置が難しいなというならまだしも機構改革について私は認めざるを得ないとは思いますが、まだ6カ月、本当に機能しているかどうかもわからないような中で、私はまだちょっと早い機構改革でないのかなと思いますし、この図表を見ても、産業グループ、産業建設課にまた商工観光労働、もとの位置に戻ったと、多分前々回あたりまではそこを持っていましたよね。だから、そのときだって、産業課あたりから、これはどうしても大変だからということでまちづくり推進課のほうに行ったはずなのです。それをまたあえて産業グループに戻すという根拠が私はこれもまたわからないので、再度説明できればお願いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 7年半というのが長いのか、短いのかとあるかもしれませんが、今の4課体制というのが続いてきたので、それが一番町民の皆さんにも、今までどおりやるのが職員にとってもある意味不都合が少ないのではないかというふうに思います。もう一年ぐらいやった上で判断すべきなのではないかというご指摘も十分わかるところであります。ただ、私も5月以來きょうまで執務をしていく中で、これから進めていかなければいけない少子化対策、地方創生に関する取り組みに向かって、やりづらさというか、総務課に財政があつて、まちづくり推進課に企画部門があつてというような中で、そういった私自身の仕事を進めていく上での支えてもらう体制としてもこういう形が望ましいのかなというような考え方を持って、できるだけ早くその形をとりたいたいというふうに考えたというところがあります。商工観光の取り扱いについて、まちづくり推進課をつくった際でありますけれども、さまざまなソフト事業、当時は生涯学習とかそういうことも含めてでありますけれども、地元学とかいろいろ取り組んでいくことをツーリズム振興につなげていってはというような考え方もあつて移動したというふうに思っています。確かに新たに今後農林業と商工観光が一つになるというのは、ある意味大変だというふうには思いますけれども、先ほどの一般質問の答弁でも申し上げましたけれども、そこは人的にも手厚く体制をとってしっかり、職員もある程度頑張ってもらわなければ当然いけないのですけれども、やれるような人的な体制を構築して進めたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 大変遅くなって申しわけないのですが、私のほうからも1

つ質問したいと思います。

新しい機構改革の中で4課が3課になって、総務グループ、住民グループ、建設グループ、産業グループ、保健福祉グループということになって、その真ん中ほどに政策経営室というのがあります。これが恐らく町長が一番期待しているというか、町長のブレーンになるところでないかなと思います。今星川さんのほうから、まちづくりがなくなってしまうことに対しての危惧だとかいろんなことを出されておりますけれども、政策経営室という位置づけがちょっとわからないのですけれども、この辺がこれから企画だとか立案して行って町の行政なんかを動かしていくもとなるような、町長のブレーンになるような感じがするのですけれども、政策経営室というのは人数はどのぐらい配置する予定であるのか、また職員としての経歴とかはどの辺の方を政策経営室に配置するのかということとを差し支えなければ教えていただきたいなという気がするのですけれども、どうでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 政策経営室の位置づけでありますけれども、まず今この厳しい時代の中で行財政を運営していく、自治体を運営していくということは計画性とかということが非常に重要だというふうに思っています。そういう意味では、私は総合計画というものがしっかり機能する行政運営が必要であるというふうに考えておまして、総合計画を策定していく、総合計画の管理のもとに行財政運営をしていくに当たって、1つには行政評価にしっかり取り組んでいくということと、それと財政的な見通しをしっかりと立てた上で持続できる施策をつくっていくと、運営していくということが重要だというふうに思っています。そういう面で、行政評価、予算編成、総合計画、これらが一体的に管理できるような体制を構築したいと。これが今のシステム上は課題なのですけれども、これがしっかりできるようなシステムをちゃんとつくっていききたいと、そうすることによって、今は計画は計画、予算は予算というふうに職員がそれぞれまちづくりに出したり財政に出したりというような資料があるわけですけれども、これらの作業が1つで済むし、一つの資料をつくることでできるような形もできないだろうかというようなことをこれから模索をしていきたいなというふうに考えているところであります。そういう総合計画のローリング作業だとかを含めて、適切に行政運営を管理していくための組織にしたいという考えであります。

職員配置に関しては、できれば4名を配置したいというふうに思っておりますけれども、若干足りない部署もあって、来年の4月まではどこか1つということもあって、3か4ということになるというふうに思います。参事級の職員を置くか、主幹級の職員だけにするかということも含めて、今まだ私の中で結論を出せていないので、いずれにしてもそういった核となる職員を複数置いて運営していきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 今の説明で、3課の予算などをこの室ですということですか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 予算要望というか、予算の編成作業はそれぞれ担当課でやります。それを取りまとめる、財政の予算の取りまとめとしてここがやるという趣旨であります。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 先ほどの私の質問に町長がお答えいただきまして、改革をしようとするれば絶対に少なからず住民の皆さんには迷惑をかけるということは、まさに町長がおっしゃるとおりだと思います。だから、どうせというか、どのみち迷惑をかけてしまうのであれば、一般質問で星川さんは思い切ってグループ制を生かして総務課1つにしてはというふうなご提案をされていましたが、もし私だったら総務課ではなくてまちづくり推進課一本でいくなというふうに思ったりもします。それぐらいまちづくり推進課というものが中頓別町にとってすごく定着してきているというのは、本当に事実だと思います。すごくいい状態なのではないかなとも思いますし、一般質問のときにまちづくり推進課が必要であったかどうかという検証もこの後もという話もありましたけれども、まちづくり推進課というものがあつた状態で検証して行ってほしい。そうでないとなかなか、今終わってしまったらもう検証する必要もはっきり言ったらないのではないかなと思ったりもしますし、本当に申しわけないですけども、私はまだ7年半だと思っていますので、今回の提案には賛成できません。

○議長（村山義明君） ただいま原案に反対の意見が出ましたので、次に原案に賛成の方の発言を許します。

東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） この問題は、賛成とか反対とかという問題には基本的にはならない。これは、町長が町の政策を行う上において、仮に間違っているかもしれないけれども、一番いい方法だと思って考えたことなのだから、これはこれで認めざるを得ないと思うのです。ただ、私も気に食わないところがあるのは、経営政策、要するにそういう室をつくるというのであれば、課設置条例の中で課と同様な課、室設置条例にして、町長の本当の政策ブレーンを集めた道にもある経営政策室、知事直轄の道部局でいえば部長以上の責任と力を擁する、そういったシステムが全体として構築できれば何かすんなりと納得できるようなことなのだけれども、経営政策室が総務課の中にあるということは、総務課長の管理下にあるのだろうというふうにすぐ思ってしまう。そうすると、どうもそこが弱いのではないかと、今の企画性をいけば弱いのではないかと誤解してしまう、それのおそれがあるのだろうと思うのです。ただ私は、町長が意図しているのはそういうことなのだろうと思っています。総務課長とは別な室長ができ上がるのだろうけれども、それはそ

れなりに町長が期待するものであろうというふうに私は受け取って、そういうものであるならば、それはそれでまたいいだろうと。だとすると、将来的には課設置条例を課、室設置条例にでも直したりして、きちっとした室の位置づけをつくるべきだと思います。将来にはそういうふうなことも期待しながら、私はこれはこれで今回は町長の提案であるから、賛成しようというふうに考えております。

以上です。

○議長（村山義明君） それでは次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、それでは次に原案に賛成者の発言を許します。

西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） せっかく町長がこれだけの機構改革をしていただきました。それで、私考えるに、まちづくり推進課というのがあって、それがある程度企画だとかそういうのにかかわっていたと思うのですけれども、それをなくしてしまって3課にしてしまうと、今まであったまちづくりの課の意義が損なわれてしまうのではないかなという気がしております。そこで、今東海林さんも言うておりました政策経営室、その辺についてそこが担って、町長のブレーンになってやっていただければ、この機構改革もスムーズに行くのではないかなという期待はしておりますので、私は賛成いたしたいと思います。

以上です。

○議長（村山義明君） 次に、原案に反対の発言を許します。あといいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 続いて、また原案に賛成の方の意見があれば、出してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは、ないようですので、討論を終結し、これより議案第36号を採決します。

採決は起立採決とします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村山義明君） 賛成多数です。

よって、議案第36号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で午後3時50分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時50分

○議長（村山義明君） 休憩を解いて会議を開きます。

◎議案第37号

○議長（村山義明君） 日程第12、議案第37号 中頓別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案番号37、中頓別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、和田総務課長から説明させていただきます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、説明の前にちょっと議案の訂正をお願いいたします。16ページでございます。上から15行目、第55条に次の1項を加えるとありますが、その次の第3項の冒頭であります。前項となっておりますけれども、第1項というふうに訂正をお願いいたします。また、新旧対照表の26ページの同じく第3項の次の前項についても第1項というふうに訂正をお願いいたしたいと思っております。申しわけございません。

それでは、議案の12ページをお開きいただきたいと思います。議案第37号 中頓別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年9月16日提出、中頓別町長、小林生吉。

28ページをお開きいただきたいと思います。改正の要旨でございますが、平成25年5月31日に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）第31条では、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」といいます。）などの個人情報保護法制が行う番号法に係る特定個人情報の保護措置の趣旨を踏まえ、地方公共団体においても特定個人情報の適正な取り扱いの確保、保有する特定個人情報等の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとされているところでございます。これらの規定によりまして、自治体では番号制度の実施に当たり、各自治体の個人情報保護措置として個人情報保護制度の見直しが必要になったことが改正の要旨でございます。

17ページの新旧対照表で説明をいたします。第2条につきましては、第6号を第7号として、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に第3号を加えるものでございます。第3号は、番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報の定義でございます。特定個人情報とは、個人番号（住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係るものを識別するために、番号利用法の規定により指定される12桁の数字）をその内容に含む個人情報であって、個人番号単体でも該当するものでございます。

第3条でございますが、第2項を加えまして、実機機関の職員に対し、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とすると、守秘義務の規定を追加するものでございます。

18ページ、第10条第2項は、省略されておりますが、第1号から第7号列記の適用除外を除き、個人情報の中に含まれる特定個人情報を除くとの規定を加え、個人情報と特定個人情報を識別するための改正でございます。

第10条の2は、新設条文でございますが、実施機関は、番号利用法第20条に該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、または保管してはならないとし、番号利用法第20条に規定する収集、保管の制限に関する確認の規定でございます。

第11条は、省略されておりますが、第1号から第7号列記の適用除外を除き、個人情報の中に含まれる特定個人情報を除くとの規定を加え、利用情報を識別した上で特定個人情報の利用及び提供に制限をかけるための改正でございます。

19ページの第11条の2及び第11条の3は、新設でございますが、第11条の2は実施機関に対する特定個人情報を目的外利用の制限、第11条の3では同じく番号利用法第19条に呼応した特定個人情報の提供の制限を規定するものでございます。

20ページでございますが、第12条第1項及び第3項につきましては、個人情報の中に含まれる特定個人情報等を識別し、番号利用法第19条各号に列挙された場合であれば、特定個人情報のオンライン結合等を可能とする規定であります。

第15条第2項は、未成年者または被後見人等の法定代理人を特定個人情報にあっては未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人に加え、本人の委任による任意の代理人も開示を請求できる改正となっております。

第19条第2項の改正も、開示請求の方法として開示請求書に添付する請求人証明に任意の代理人を含める改正でございます。

第28条は、実施機関が個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは総務大臣等当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとするもので、現行条文全体を改正するものでございます。

第28条の2から24ページ、第28条の7までの6条でございますが、条文の追加であり、特定個人情報の利用停止に係る手続規定の追加でございます。

第31条第2項は、個人情報の写しの作成及び送付に要する費用の全部または一部を減免することができる規定の追加でございます。これにつきましては、番号利用法において開示手数料は利用しやすい額となるように配慮しなければならないとされていることから、現行どおり情報開示手数料は無料とし、写しの作成や送付に要する実費費用は請求者の負担とするものの、経済的困難、その他特別な理由があると認めるときは減免できる規定となっております。

第32条第1項は、特定個人情報には開示、訂正に加え、利用停止の文言が加えられるため、不服申し立てに関する現行条文の全部を見直したものでございます。

第55条第3項は、項の追加で、第1項の規定にかかわらず、実施機関が保有する特定個人情報については他の法令等に特定個人情報の開示に関して規定されている場合であっても、この条例による開示を重ねて行う規定となっております。

26ページでございますが、本条例は、第2条を設け、条文により施行日が異なるいわゆる2段ロケット方式になっております。第2条は、第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に第4号として、情報提供記録の定義として、番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報を加えるものでございます。

第11条の2第2項中、特定個人情報の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加えるものであります。

第28条中、当該個人情報の提供先の次に「（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正等に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものであつて、当該実施機関以外の者に限る。））」を加えるものであります。

第28条の2第1項中、実施機関が保有している自己に関する特定個人情報の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条から第28条の7までにおいて同じ。）」を加えるとするものであります。

番号利用法の原則的な施行日は、12桁の個人番号の付番によりまして地方公共団体が特定個人情報を保有する本年10月5日でございますが、情報の利用は平成29年1月、来年1月、情報連携を開始するのは国においては29年1月、自治体においては同年7月をめぐとしてしていることから、第2条に規定する利用と連携等による規定は、次の附則のように施行日が異なることとなります。

附則でございますが、この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するということでございます。

以上、甚だ簡略ではございますが、議案第37号 中頓別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。
○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第37号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 中頓別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第38号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 議案第38号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、吉田総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田総務課参事。

○総務課参事（吉田智一君） それでは、説明いたします。

議案の29ページをお開きください。議案第38号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年9月16日提出、中頓別町長、小林生吉。

32ページをお開きください。改正の要旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定を考慮し、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳法の改正に伴い、住民基本台帳カードの交付手数料及び再交付手数料を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要があることから、条例改正を行うものであります。

31ページの新旧対照表でご説明いたします。なお、本改正につきましては、それぞれ施行日が異なることから、第1条及び第2条の、先ほどと同じですが、2段ロケット方式の改正となっております。

最初に、第1条による改正でございますが、中頓別町手数料徴収条例第2条中、第23号を第24号とし、第20号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に第20号を加えるものであります。第20号につきましては、番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付についての規定を追加するものでございます。

第2条による改正でございますが、中頓別町手数料徴収条例第2条中、第19号の規定を改めるもので、個人番号カードの交付の開始に伴い、これまでの住民基本台帳カードにかえ、平成28年1月1日から番号法第2条第7項に規定する個人番号カードが交付されることから、住民基本台帳カードの交付及び再交付手数料を廃止し、新たに個人番号カードの再交付手数料を規定するものであります。

なお、第1条及び第2条による各カードの交付につきましては、初回は無料の交付であり、いずれも再交付に係る手数料の規定でございます。

附則、この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

以上、簡単ではございますが、議案第38号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第38号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号

○議長（村山義明君） 日程第14、議案第39号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 議案第39号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、和田総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、議案の33ページでございます。議案第39号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について。

職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年9月16日提出、中頓別町長、小林生吉。

36ページをお開きいただきたいと思います。改正の要旨でございますが、医師における日直手当を2万円から3万円に増額するとともに、休日、祝祭日における宿直手当については平日と同額の2万円でございますが、勤務を要しない休日や祝祭日においては3万円に増額するものでございます。これは、勤務を要しない日に医師を待機状態に置くことは身体の拘束と捉えておりますが、平日より割り増しを行う必要があるとの判断に立ちまして、日直料と同様に増額を図り、看護師における宿日直の自宅待機につきましても、これまで支給しておりませんでした。救急業務等における緊急呼び出しに円滑に対処できるよう新設をしたものでございます。また、土曜日、またはこれに相当する勤務形態がな

いということで、第2項を削除し、予定されていなかった緊急の事情による宿日直につきましては100分の100を加算する規定及び宿日直手当は時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当と重複支給できない旨の条項を新たに追加したものでございます。

34ページの改め文を読み上げて提案をいたします。

職員給与条例の一部を改正する条例。

職員給与条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号を次のように改める。

第2号、中頓別町国民健康保険病院勤務の医師、日直3万円、宿直2万円。ただし、勤務を要しない日の宿直は3万円とする。事務職員、日直4,200円、看護職員、宿日直における自宅待機は事務職員の日直の額の2分の1の額度する。

第14条第2項を次のように改める。

第2項、同条第1項第2号における医師の宿日直において、緊急的な措置により行われる場合にあっては、当該額に100分の100の額を加算する。

第14条に次の1項を加える。

第3項、宿日直勤務は、第11条、第12条及び第13条の勤務には含まれないものとする。

附則、この条例は、平成27年10月1日から施行する。

以上で議案第39号 職員給与条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第39号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号

○議長（村山義明君） 日程第15、議案第40号 中頓別町肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 議案第40号 中頓別町肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、矢上保健福祉課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢上裕寛君） それでは、説明させていただきます。

37ページをお開きください。議案第40号 中頓別町肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年9月16日提出、中頓別町長、小林生吉。

40ページをお開きください。改正の要旨でございます。国が定める定期予防接種実施要領により、他市町村の医療機関等に長期入院している場合など、通常の方法により肺炎球菌予防接種を受けることが困難で、肺炎球菌予防接種を受けることを希望する場合、市町村長が対象者から事前に申請を受け付けた上で償還払いを行うなどの配慮をすることとされたことから、中頓別町肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、今までは予防接種の対象者が他の市町村で長期入院をしているときに、そこで予防接種を受けた場合は自己負担となっておりました。そこで、予防接種を受ける機会を確保する観点から、町に事前に申請しておくことで退院後に町に戻ってから償還払いを受けることができるようにするというものでございます。

38ページにお戻りください。中頓別町肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例。

中頓別町肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例（平成23年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

第2項、前項に規定するほか、他市町村の医療機関等に長期入院している場合等、町長が特に必要があると認めたときは、助成対象者からの申請に基づき、他の医療機関で予防接種を受けることができる。

第5条に次の1項を加える。

第4項、町長は、第3条第2項による予防接種費用について、申請に基づき直接対象者に支払うことにより行うことができる。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第6条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、この条例は、平成27年10月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお

願ひ申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第40号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号 中頓別町肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号

○議長（村山義明君） 日程第16、議案第41号 中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 議案第41号 中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、矢上保健福祉課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢上裕寛君） それでは、41ページをお開きください。議案第41号 中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年9月16日提出、中頓別町長、小林生吉。

44ページをお開きください。改正の要旨でございます。国が定める定期予防接種実施要領により、他市町村の医療機関等に長期入院している場合など、通常の方法により定期予防接種を受けることが困難で、定期予防接種を受けることを希望する場合、中頓別町長が対象者から事前に申請を受け付けた上で償還払いを行うなどの配慮をすることとされたことから、中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、先ほどの予防接種と同様でございます。予防接種の対象者が他の市町村で長期入院しているときに、そこで予防接種を受けた場合は自己負担となっていた

ものを町に事前に申請しておくことで償還払いを受けるようにできるというものでございます。

42ページにお戻りください。中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例。

中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例（平成23年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

第2項、前項に規定するほか、他市町村の医療機関等に長期入院している場合等、町長が特に必要があると認めたときは、助成対象者からの申請に基づき、他の医療機関で予防接種を受けることができる。

第6条に次の1項を加える。

第4項、町長は、第3条第2項による予防接種費用について、申請に基づき直接対象者に支払うことにより行うことができる。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第7条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、この条例は、平成27年10月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第41号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号 中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎日程の変更

○議長（村山義明君） ここでお諮りします。

次に、日程変更して、日程第21の議案第46号 平成27年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を日程17として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

◎議案第46号

○議長（村山義明君） よって、日程第17、議案第46号 平成27年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 議案第46号 平成27年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算について、大川自動車学校長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 大川自動車学校長。

○自動車学校長（大川勝弘君） それでは、議案第46号 平成27年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。平成27年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算。

平成27年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3,003万円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月16日提出、中頓別町長、小林生吉。

それでは、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。3ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、既定額に49万3,000円を追加し、3,003万円とするものでございます。追加の内容は、消費税納付金の追加でございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目自動車学校使用料で、既定額に49万3,000円を追加し、2,682万1,000円とするものです。自動車学校授業料として大型特殊教習生授業料を追加するものでございます。当初予定していたのは27名で、そのまま今回も27名で予定をしております。普通車に対しましては、予算は90名、それに対して79名を予定しております。

2 ページへお戻りください。歳入歳出とも49万3,000円を追加し、3,003万円とし、収支のバランスとっておりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 補正予算について内容的に私は結構だと思っておりますけれども、補正予算に期待したものがあつただけけれども、のっていないので、伺います。

まず、校長に確認したいのですけれども、中頓別町立自動車学校と称した看板類は今ありますか。確認です。

○議長（村山義明君） 大川自動車学校長。

○自動車学校長（大川勝弘君） 自動車学校の看板でございますね、あそこにはうちの学校としては看板というものは立っていません。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） それで、町長に伺います。

せっかくの自動車学校の大事な予算審議のときですから、あえて申し上げます。少なくとも道内では、市町村立の公立の学校というのは当町が唯一の学校です。表向き沼田町では沼田町立自動車学校がありますけれども、これは丸投げ、委託の学校でして、純然たる公立の自動車学校というのは北海道では我が町だけという非常にユニークな学校であるわけですが、それがかつては国道沿いに大きな看板で中頓別町立自動車学校という表記がされていました。いつの間にかそれがなくなってしまった。必要なくなったのかどうかは別にして、こういった町としてもユニークな存在である自動車学校の存在が少なくとも看板の1枚もないような、これは今の町長の責任ではないのだけでも、私は大いに当町を宣伝する上においても必要なものだろうと思いますが、補正予算にのっているかと思っただけでないので、あえて伺います。そういう看板の必要性は感じていませんか、町長。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 大変申しわけありません。全く看板がないということ自体も承知していなかったという状況であります。今後どのような形で表示をするか検討させていただいて、来年の当初になるか、途中の補正になるかわかりませんが、検討させていただきたいと思っております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） よろしく願いいたします。ただ、今後それぞれの担当課長、自動車学校であれば校長なのだけでも、自分が所管するそういった施設、大事な町の財産であり、また町のユニークな施設であればあるほど宣伝効果もあるわけです。外に発信する情報も大事です。そういうことをきょう説明いただいている担当課長方も1つずつもう一回点検してくれませんか。私は、かつて墓地の看板がなくなって3年たったときに、課長にないのだけでも、わかっていたと言ったら、知らなかったという話で、あわててすぐつくってくれました。やっぱり気がつかないことがあるものですから、こんな簡単なことでも、自分のポジションは大事ですから、守ってください。よろしく願いします。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第46号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号 平成27年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号

○議長（村山義明君） 日程第18、議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、和田総務課長から内容について説明させていただきます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、議案の45ページでございます。議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更する。

平成27年9月16日提出、中頓別町長、小林生吉。

48ページをお開きください。提案理由をご説明いたします。北海道市町村職員退職手当組合から組合理約の一部変更について協議があったので、議決を求めるものでございます。組合理約の一部変更を必要とする理由でございますが、道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が平成27年3月31日、解散により脱退し、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日からとちか広域消防事務組合が加入し、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び南十勝消防事務組合が平成28年3月31日解散することにより脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約別表を変更すること及び規約を左横書きに改めることについて協議するため、本案を提出するものでございます。

46ページの改め文でございます。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表の一部事務組合（石狩）の項中「道央地区環境衛生組合」を削り、同表の（渡島）の項中「南渡島青少年指導センター組合」を削り、同表の（十勝）の項中「西十勝

消防組合「北十勝消防事務組合」及び「東十勝消防事務組合 南十勝消防事務組合」を削り、「北十勝2町環境衛生処理組合」の下に「とちかち広域消防事務組合」を加える。

附則でございます。施行期日、1項、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表の（十勝）の項の改正規定（「とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は平成28年4月1日から施行する。

規約の左横書き、第2項、変更後の北海道市町村職員退職手当組規約は、左横書きに改める。この場合においては、漢数字は、固有名詞の全部又は一部をなす場合又は熟語の一部をなす場合以外はアラビア数字に、号の番号は、横括弧で囲んだものに、第5の表中「同上」を「同左」に、表及び別表の構成は、変更前の規約における右方は変更後における上方と、変更前の規約における上方は変更後の規約における左方とし、促音として用いる「つ」の表記が大書きのものは、小書きに改める。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第42号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号

○議長（村山義明君） 日程第19、議案第43号 北海道市町村総合事務組規約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 議案第43号 北海道市町村総合事務組規約の変更について、和田総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 議案の49ページでございます。議案第43号 北海道市町村総合事務組規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村

総合事務組合同規約を次のように変更する。

平成27年9月16日提出、中頓別町長、小林生吉。

53ページをお開きください。提案理由でございますが、北海道市町村総合事務組合から組合同規約の一部変更について協議があったので、議決を求めるものであります。組合同規約の一部変更を必要とする理由でございますが、構成団体について6団体の脱退と1団体の加入に伴う北海道市町村総合事務組合同規約別表第1の変更を協議するため並びに共同処理する第1項から第7項までの事務について、5団体の脱退と18団体の加入及び共同処理する第9項の事務について、6団体の脱退と1団体の加入に伴う同規約別表第2の変更について協議するため、本案を提出するものでございます。

50ページの改め文でございます。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1（第2条関係）石狩振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「道央地区環境衛生組合」を削り、同表渡島総合振興局（17）の項中「（17）」を「（16）」に改め、「南渡島青少年指導センター組合」を削り、同表十勝総合振興局（28）の項中「（28）」を「（25）」に改め、「東十勝消防事務組合」及び「北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り、「十勝中部広域水道企業団」の次に「、とちかち広域消防事務組合」を加える。

別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中「白老町」の次に、「音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町」を加え、「東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合」を削り、同表9の項の共同処理する団体欄中「道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」、「東十勝消防事務組合」及び「北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り、「十勝中部広域水道企業団」の次に「、とちかち広域消防事務組合」を加える。

附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1（第2条関係）十勝総合振興局（25）の項中の改正規定（「、とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）、別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中の改正規定及び別表第2（第3条関係）9の項の共同処理する団体欄中の改正規定（「道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」を削る改正規定及び「、とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第43号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号 北海道市町村総合事務組合規約の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号

○議長(村山義明君) 日程第20、議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長(小林生吉君) 議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、和田総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 和田総務課長。

○総務課長(和田行雄君) 議案の54ページでございます。議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

平成27年9月16日提出、中頓別町長、小林生吉。

58ページをお開きください。提案理由をご説明します。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約第1条の整備、また道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合の脱退に伴い、規約別表第1の変更について協議するため、本案を提出するものであります。

55ページの改め文でございます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約(昭和43年5月1日地方第722号指令許可)の一部を次のように変更する。

第1条中「併せて、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第11章の規定に基づく町村議会議員共済会に関する事務と相互調整をはかることによって、本制度の健全なる運営をはかることを目的とする。」を削り、「議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」を加える。

別表第1中「道央地区環境衛生組合」、「東十勝消防事務組合」、「西十勝消防組合」、「南十勝消防事務組合」、「北十勝消防事務組合」及び「南渡島青少年指導センター組合」を削り、「とちかち広域消防事務組合」を加える。

附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第44号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（村山義明君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（村山義明君） 本日はこれをもって延会いたします。

（午後 4時43分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員